第１章
ものづくり産業の振興に係る施策
《第1節 研究開発》

1 研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）

試験研究費の金額に応じて税額控除を認める制度。試験研究費の増加割合に応じた税額控除率（大企業は２%～ 14%、中小企業者等は「中小企業技術基盤強化税制」として 12%～ 17%）を適用するとともに、特別試験研究費（大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用）の金額に係る税額控除制度、試験研究費の金額が平均売上金額の 10%相当額を超える場合の控除率、控除上限の上乗せ措置等を引き続き講じた。

2 ものづくり基盤技術の開発支援

（１）AIチップ開発加速のためのイノベーション推進事業（20億 86百万円）

AI チップ開発に必要な設計ツール等の開発環境、共通基盤技術、開発に必要な知見等を提供することにより、民間企業等の AI チップ開発と、作成した IP（Intellectual Property：ここでは回路設計データの意）を搭載した評価チップの試作を支援した。

（２）AIP:人工知能／ビッグデータ／IoT／サイバーセキュリティ統合プロジェクト（108億61百万円（当初）※、３億 20百万円（2021年度補正））＜内閣府、総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省＞

国立研究開発法人理化学研究所（RIKEN）に設置した革新知能統合研究センター（AIP センター）において、深層学習の原理解明や汎用的な機械学習の基盤技術の構築、日本が強みを持つ分野の科学研究の加速や我が国の社会的課題の解決のための人工知能等の基盤技術の研究開発、人工知能技術の普及に伴って生じる倫理的・法的・社会的問題（ELSI）に関する研究などを実施している。また、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）における、AI などの分野における若手研究者の独創的な発想や、新たなイノベーションを切り開く挑戦的な研究課題に対する支援と一体的に推進している。

※運営費交付金中の推計額を含む。

（３）次世代人工知能・ロボットの中核となるインテグレート技術開発事業（16億 50百万円）

少子高齢化が急激に進展する中で、日本の強みであるロボット技術等と AI 技術を活用・融合させ、顕在化する様々な社会課題を解決することが急務となっており、特にものづくり現場等の実世界における AI 技術の早期の社会実装が強く求められている。

本事業では、製品の多品種化・短サイクル化・規制強化等製造業を取り巻く環境が厳しさを増す中、これまで設計や製造現場に蓄積されてきた「熟練者の技・暗黙知（経験や勘）」の伝承・効率的活用を支える AI 技術開発に 2019 年度より着手し、2021 年度も引き続き研究開発を実施した。

（４）材料の社会実装に向けたプロセスサイエンス構築事業（Materealize）（３億５百万円）

大学・国立研究開発法人等において、産学官が連携した体制を構築し、革新的な機能を有するもののプロセス技術の確立していない材料を社会実装に繋げるため、プロセス上の課題を解決するための学理・サイエンス基盤としてプロセスサイエンスの構築（Materealize）に向けた取組を推進した。

（５）ナノテクノロジープラットフォーム（14億７百万円）

ナノテクノロジーに関する最先端の研究設備とその活用のノウハウを有する機関が協力して、全国的な共用体制を構築することにより、産学の利用者に対し、最先端設備の利用機会と高度な技術支援を提供した。

（６）元素戦略プロジェクト＜研究拠点形成型＞（16億 86百万円）＜経産省、文科省＞

我が国の産業競争力強化に不可欠である希少元素（レアアース・レアメタル等）の革新的な代替材料を開発するため、物質中の元素機能の理論的解明から新材料の創製、特性評価までを密接な連携・協働の下で一体的に推進した。

（７）マテリアル先端リサーチインフラ（３億６百万円）

高品質なデータを創出することが可能な最先端設備の共用体制を整備・充実をさせるとともに、共用設備から創出される産学のマテリアルデータを全国で利活用可能な形で蓄積・提供するため、解析可能なデータへの変換等を行うデータ構造化に関する取組を実施した。

（8）データ創出・活用型マテリアル研究開発プロジェクト（43百万円）

カーボンニュートラルの実現、Society 5.0の達成、SDGsの達成等の社会課題解決に向け、従来の試行錯誤型研究にデータ駆動型研究を取り入れた次世代の研究方法論を確立する研究拠点を構築し、革新的機能を有するマテリアルの効率的な研究課題を検討した。

（9）量子技術イノベーションの戦略的な推進（約238億円※（当初）、約562億円（2021年度補正））＜内閣府、総務省、文科省、経産省＞

量子科学技術は、ビッグデータの超高速処理を可能とするなど、新たな価値創出の中核となる強みを有する基盤技術であり、海外では、これまでの常識を凌駕し、社会に変革をもたらしうるものとして「第２次量子革命」と謳われるなど、米欧中を中心として、政府主導で研究開発戦略を策定し、研究開発投資額を増加させるとともに、大手IT企業の積極的な投資や、ベンチャー企業の設立・資金調達が進められている。

このような動向を鑑み、政府は2020年１月に統合イノベーション戦略推進会議決定した「量子技術イノベーション戦略」において、①生産性革命の実現、②健康・長寿社会の実現、③国及び国民の安全・安心の確保を将来の社会像として掲げ、その実現に向けて、「量子技術イノベーション」を明確に位置づけ、日本の強みを生かし、①重点的な研究開発、②国際協力、③研究開発拠点の形成、④知的財産・国際標準化戦略、⑤優れた人材の育成・確保を進めている。一方、2020年１月の戦略策定以降、量子コンピュータの研究開発の加速や従来計算システムと量子計算が融合したサービスの発展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機としたDX化の進展など、量子技術を取り巻く環境が変化し、量子技術に期待される役割も増大してきたため、「量子技術イノベーション戦略の戦略見直し検討ワーキンググループ」を設置して2021年10月から、産業競争力強化／社会課題解決等に向けて量子技術を活用すべく戦略の見直しに取り組んでいる。

内閣府では、2018年度から実施している「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第２期」において、①レーザー加工、②光・量子通信、③光電子情報処理と、これらを統合したネットワーク型製造システムの研究開発及び社会実装を推進している。そのうち①におけるフォトニック結晶レーザー（PCSEL）の研究開発では、従来の３分の１の体積という、クラス最小のLiDARシステムの開発に成功するとともに、超小型レーザー加工システムに向けた更なる高輝度・高性能化に取り組んでいる。また、2020年６月、「官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）」に「量子技術領域」を設置し、官民の研究開発投資の拡大に資する研究開発を支援している。さらに、2019年度にムーンショット型研究開発制度において「2050年までに、経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性型汎用量子コンピュータを実現」とするムーンショット目標を設定し、挑戦的な研究開発を推進している。

総務省及び国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）は、計算機では解読不可能な量子暗号技術や単一光子から情報を取り出す量子信号処理に基づく量子通信技術の研究開発に取り組んでいる。また、総務省では、2020年度から地上系の量子暗号通信距離のさらなる長距離化技術（長距離リンク技術及び中継技術）の研究開発を推進している。さらに、地上系で開発が進められている量子暗号技術を衛星通信に導入するため、宇宙空間という制約の多い環境下でも動作可能なシステムの構築、高速移動している人工衛星からの光を地上局で正確に受信できる技術及び超小型衛星にも搭載できる技術の研究開発に取り組んでいる。加えて、2021年度より地上系及び衛星系ネットワークを統合したグローバル規模の量子暗号通信網構築に向けた研究開発を実施している。

文部科学省では、2018年度より実施している「光・量子飛躍フラッグシッププログラム（Q-LEAP）」において、①量子情報処理（主に量子シミュレータ・量子コンピュータ）、②量子計測・センシング、③次世代レーザーを対象とし、プログラムディレクターによるきめ細かな進捗管理によりプロトタイプによる実証を目指す研究開発を行うFlagshipプロジェクトや基礎基盤研究開発を推進している。

経済産業省では、2018年度より開始した「高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発事業」において、社会に広範に存在している「組合せ最適化問題」に特化した量子コンピュータ（量子アニーリングマシン）の当該技術の開発領域を拡大し、量子アニーリングマシンのハードウェアからソフトウェア、アプリケーションに至るまで、一体的な開発を進めており、2019年度からは新たに、共通ソフトとハードを繋ぐインターフェイス集積回路の開発を開始した。加えて、クラウドコンピューティングの進展などにより課題となっているデータセンタの消費電力抑制に向けて、「超低消費電力型光エレクトロニクスの実装に向けた技術開発事業」において、電子回路と光回路を組み合わせた光エレクトロニクス技術の開発に取り組んだ。

（10）宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業（SERVISプロジェクト）（８億37百万円）

我が国宇宙産業の競争力、自立性強化のため、民生

分野における優れた技術を活用した高性能かつ低コストな宇宙用部品・コンポーネントやロケットの実用化を目的として、中小、ベンチャー企業等への研究開発及び軌道上実証支援を実施した。また、超小型衛星コンステレーション構築に向け、超小型衛星汎用バスの開発・軌道上実証支援を実施した。

（11）宇宙太陽光発電における無線送受電技術の高効率化に向けた研究開発事業（２億 50百万円）

宇宙太陽光発電システムは、宇宙空間において昼夜・天候等にほとんど左右されることなく安定した量の太陽エネルギーを得ることができる将来の新エネルギーシステムであり、発電した電力をマイクロ波などに変換の上、地上へ伝送し、地上で電力に変換して利用するものである。2021 年度は、宇宙太陽光発電システムの実現に必要な発電と送電を一つのパネルで行う発送電一体型パネルの開発や、マイクロ波による無線送電技術の効率改善に資する送電部の高効率化のための技術開発等を行った。

（12）石油資源を遠隔探知するためのハイパースペクトルセンサの研究開発事業費（７億 50百万円）

我が国の石油資源の遠隔探知能力の向上等を実現するため、高い波長分解能を有するハイパースペクトルセンサ（HISUI）を開発し、国際宇宙ステーションの「きぼう」日本実験棟に取り付け、実証を通じてその有用性を評価・検証する。2019 年度に国際宇宙ステーションの「きぼう」日本実験棟に搭載後、2020 年度は機器の初期チェックアウトや地上データ処理システムの開発等を進め、2021 年度には、HISUI からデータを取得し始め、運用を継続している。併せて、取得したデータを用いた実証を開始した。

（13）小型衛星コンステレーション関連要素技術開発（12億 20百万円）

我が国の宇宙活動の自立性及び国際競争力確保の観点から、①推進系技術の研究開発、②軌道・姿勢制御技術の研究開発、③電源系技術の研究開発、④衛星の高性能化に伴う設計課題に係るフィージビリティスタディを小型衛星コンステレーションに関連した戦略的に注力すべき重点技術とし、当該４つの技術要素について研究開発を実施した。

（14）宇宙船外汎用作業ロボットアーム・ハンド技術開発（２億 70百万円）

衛星の寿命延長（修理・推進力付与）等のための「軌道上サービス」の開発は、今後、世界的に需要が拡大する可能性があり、諸外国でも検討が進められている。その中核をなす要素技術である、軌道上や月面の船外環境で複数種類の複雑な作業を自律的に遂行できる宇宙船外汎用作業ロボットアーム・ハンド技術開発に 2021 年度に着手し、研究開発に取り組んでいる。

（15）月面におけるエネルギー関連技術開発（２億 20百万円）

アルテミス計画への参画にあたり、月面活動におけるエネルギーの確保・供給に必要となる技術の開発・高度化のため、①月面エネルギーシステム全体に関する技術課題整理および②月面利用を見据えた水電解技術開発を実施した。

（16）環境調和型プロセス技術の開発事業（28億円）

我が国の鉄鋼業は、排熱回収利用等の主要な省エネ設備を既に導入しており、製鉄プロセスにおけるエネルギー効率が現在、世界最高水準であることから、既存技術の導入によるエネルギーの削減ポテンシャルは少ない。他方で、高炉法による製鉄プロセスでは鉄鉱石を石炭コークスで還元するため、多量の二酸化炭素排出は避けることができない。このため、製鉄プロセスにおける大幅な CO_2 排出削減、省エネを目指し、①水素還元等プロセス技術の開発事業（COURSE50）、②フェロコークス技術の開発事業を行った。①については、製鉄所から発生する CO_2 を 30% 以上削減することを目指して、コークス製造時の副生ガスに含まれる水素を用いて鉄鉱石を還元するための技術開発及び製鉄プロセスにおける未利用排熱を用いた二酸化炭素の分離回収のための技術開発を行った。②については、製鉄プロセスのエネルギー消費量を約 10%削減することを目指して、従来の製鉄プロセスでは活用できない低品位の原料を有効利用して製造したコークス（フェロコークス）を用いて鉄鉱石の還元反応を低温化・高効率化するための技術開発を行った。

（17）サプライチェーン強靱化に資する技術開発・実証（29億 99百万円（2020年度第１次補正））

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によって顕在化したグローバルサプライチェーンの寸断リスクに対処するため、我が国製造事業者による国内生産拠点整備やアジア諸国等への多元化等に向けて、サプライチェーンの強靱化に資する技術開発等を行った。具体的には、（ア）部素材の代替・使用量低減に資する技術、（イ）製造工程間でのシームレスなデータ連携

や企業間でのセキュアなデータ共有を可能にするデジタル技術、（ウ）サプライチェーンの迅速・柔軟な組換えに資する衛星を活用した状況把握システムの開発・実証を行った。

（18）計算科学等による先端的な機能性材料の技術開発事業（24億 76百万円）

従来技術の延長線上にない機能を有する超先端材料の創製とその開発スピードの劇的な短縮を目指し、計算科学、プロセス技術、計測技術から成る革新的な材料開発基盤技術の開発を行った。

（19）省エネ型化学品製造プロセス技術の開発事業（22億 84百万円）

我が国が国際的に強みを有する触媒技術を活用することで、資源利用の高度化と製造プロセスのエネルギー消費量削減を目指し、

（ア）二酸化炭素と水を原料に太陽エネルギーでプラスチック原料等の基幹化学品を製造する製造プロセス技術（人工光合成）

（イ）砂から有機ケイ素原料を直接合成し、同原料から次世代 LED 封止材等の高機能有機ケイ素部材を製造する製造プロセス技術

（ウ）機能性化学品の製造手法を従来のバッチ法からフロー法へ置き換え、廃棄物排出量を大幅削減する革新的な省エネ型の化学品製造プロセス技術

の開発を行った。

（20）省エネ型電子デバイス材料の評価技術の開発事業（26億 29百万円）

電池・素材メーカー間のすり合わせを高度化し、電池の新材料が全固体電池材料として有用か否かを評価するため、標準電池の開発を行うとともに、標準電池の一部分を新材料に入れ替えて性能評価する共通基盤の構築に取り組んだ。また、コンピュータシミュレーション等を用いた高速・高効率な安全性予測手法の開発に取り組んだ。

（21）炭素循環社会に貢献するセルロースナノファイバー関連技術開発（6億 32百万円）

木質バイオマスを原料とするセルロースナノファイバーについて、社会実装・市場拡大の早期実現に向け、製造プロセスにおけるコスト低減、製造方法の最適化、量産効果が期待できる用途に応じた複合化技術・加工技術等の開発を促進し、同時に安全性評価に必要な基盤情報の整備を行った。

（22）積層造形部品開発の効率化のための基盤技術開発事業（2億 4百万円）

金属積層造形技術（金属 3D プリンタ）は、多品種少量生産や、複雑形状による製品・部材の高機能化等を可能とするものであり、ものづくりの付加価値を高め、産業競争力を維持・強化していくために有用な金属加工技術である。しかし、造形中の金属の挙動については分かっていないことも多く、造形物の品質の再現性や均一性の確保が難しいことから、金属積層技術を用いた製品・部材の新規開発には多大なコストと時間が掛かることが課題となっている。こうした課題を解決するため、2019 年度より、造形中の金属の溶融凝固現象の解明や、高度モニタリング及びフィードバック制御機能の開発、積層造形技術による開発・評価手法の開発を行っている。

（23）省エネ化・低温室効果を達成できる次世代冷媒・冷凍空調技術及び評価手法の開発事業（6億 50百万円）

2016 年のモントリオール議定書改正により、先進国は、代替フロン（HFC）を、2029 年までに 70%、2036 年までに 85%削減する必要がある。しかし、現時点でエネルギー効率等を十分に満たす次世代冷媒は存在せず、実用化に当たっては、燃焼性等の課題に関するリスク評価手法の確立、また、更なる HFC 削減に向けては、省エネ・低温室効果を両立する新冷媒や、次世代冷媒の特性に対応した機器の開発が必要不可欠である。そのため、本事業では、次世代冷媒のリスク評価手法の確立、次世代冷媒の開発、新たな次世代冷媒に対応した省エネルギー型冷凍空調機器等の開発を推進している。

（24）電気自動車用革新型蓄電池技術開発（23億 75百万円）

次世代自動車の普及に向けては、ガソリン車並みの航続距離と車としての価値（低重量や高積載容量、短時間充電など）の両立を実現するために、高いエネルギー密度や耐久性・安全性を持つ革新型蓄電池の技術開発が必要となる。また、資源制約も大きな課題であり、こうした観点を踏まえ、安価で供給リスクの少ない材料を使用し、高エネルギー密度化や安全性等が両立可能なハロゲン化物電池及び亜鉛負極電池を実用化するため、電池の材料・電極開発やセル化技術などの技術開発を行った。

（25）次世代電動航空機に関する技術開発事業（19億円）

電動航空機のコア技術並びに電気推進システム技術

などを開発し、次世代航空機に必要な技術を世界に先駆けて実証することを目的とし、航空機の運航時の CO_2 排出量低減に向けて、電動推進のために必要なコア技術（高エネルギー密度の電池や高出力密度のモータ等）を開発する。2021 年度は電池やモータ等の試作品の設計・検証を進めた。

（26）次世代複合材創製技術開発事業（13億 50 百万円）

航空産業の CO_2 削減要求を満たすために必要な軽量化と高まる航空需要に対応可能な生産性を両立し得る新たな複合材料を用いた構造材料や革新的な生産性を実現する製造技術などの先進基盤技術を開発する。

2021 年度は熱可塑性炭素繊維強化プラスチック（CFRP）やセラミック複合材 (CMC) など先端複合材料の要素技術開発及びそれらを用いた構造設計開発を進めた。

（27）航空機エンジン向け材料開発・評価システム基盤整備事業（５億円）＜内閣府、経産省＞

航空機等の省エネルギーに貢献するため、エンジン部材の革新的製造プロセスの開発や、合金開発の迅速化に繋がるデータ駆動型の革新的合金探索手法の開発を行う。また、材料の国内共通評価システムの構築に取り組み、国産材料・部材の認証取得を目指す。2021 年度は、試作サンプルの自動合成装置及び自動解析装置の設計･製造､データベース構造案の策定を実施した。

（28）アルミニウム素材高度資源循環システム構築事業（３億円）

軽量素材として優れた特性を持つアルミニウムは再生材を使用することにより、生産時の CO_2 排出量を 96% 削減することが可能である。しかし、再生材には不純物が含まれるため、現状では用途が限られており、自動車の車体等には利用できないことが課題である。そのため､自動車の車体等にも使用可能な素材 (展伸材) へとアップグレードする基盤技術（①不純物軽減、②不純物を無害化する高度加工等の技術）の開発を開始した。2021 年度は①②に関わる試作機器・機械装置を設計・製造し、各要素技術の検証・評価を進めた。

3 戦略分野における基盤整備

（１）IoT社会実現に向けた次世代人工知能・センシング等中核技術開発（58億円 ）

産業競争力を強化し、顕在化する様々な社会課題を解決するキーテクノロジーである AI 技術を実世界のすみずみまで実装させていくために必要となる次世代 AI 基盤技術開発として、「人間と協調できる AI」「実世界で信頼できる AI」「容易に構築・導入できる AI」に関する技術開発、AI 技術とロボット技術を融合させた研究開発成果の社会実装を目指した産学官連携での大規模研究開発、AI 技術を中心とした革新的リモート技術の高度化と実用化を目指す研究開発、リアルデータを高精度・安定的・容易に取得可能とする超微小量センサや過酷環境用センサデバイスの開発及び信頼性評価・向上技術の開発を実施した。

（２）超低消費電力型光エレクトロニクスの実装に向けた技術開発事業（15億円）

クラウドコンピューティングの進展等により課題となっているデータセンターの消費電力抑制に向けて、電子回路と光回路を組み合わせた光エレクトロニクス技術による光電子融合サーバボードの開発など、最終成果に向けた研究開発を実施した。

（３）高効率・高速処理を可能とする AIチップ・次世代コンピューティングの技術開発事業（99億 80百万円）

IoT 社会の到来により増加した膨大な量の情報を効率的に活用するため、ネットワークのエッジ側で動作する超低消費電力の革新的 AI チップに係るコンピューティング技術や、新原理により高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピューティング技術（量子コンピュータ､脳型コンピュータ等）等の開発を実施した。

（４）省エネエレクトロニクスの製造基盤強化に向けた技術開発事業（20億 50百万円）

産業の IoT 化や電動化が進展し、それを支える半導体関連技術の重要性が高まる中、我が国が保有する高水準の要素技術等を活用し、エレクトロニクス製品のより高性能な省エネルギー化を実現するため、次世代パワー半導体や半導体製造装置の高度化に向けた研究開発に着手した。

（５）ポスト 5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（900億円（2020年度第３次補正）、1,100億３百万円（2021年度補正））

各国で商用サービスが始まりつつある 5G に対して、更に超低遅延や多数同時接続といった機能が強化された「ポスト 5G」に対応した情報通信システムの開発・製造基盤を強化するため、2019 年度に「ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業」を立ち上げた。2021 年度までに、57 件・事業費 1750 億円について採択し、引き続き研究開発を実施した。

（６）健康・医療情報を活用した行動変容促進事業（44億 55百万円の内数）

日常生活の健康データは、日常の行動変容の促進による予防・健康増進に加えて、患者の行動変容の促進や重症化予防による QOL の向上等に資するとして、医療現場での利活用についても期待が高まっている。そのため、糖尿病等の生活習慣病やその他疾患領域において、医療現場と民間企業が連携し、IoT 機器等（ウェアラブル端末等）から取得した日常生活の健康データを用いて予防・健康増進に向けた行動変容を促すアプローチの方法や、医療現場等での健康データの活用手法に関する研究事業を実施した。2021 年度は、新たに６件を新規採択した。

（７）革新的ロボット研究開発等基盤構築事業（６億57百万円）

サービスロボットの社会実装の促進に向けて、ユーザーの業務フローや施設環境でロボットを導入しやすい”ロボットフレンドリーな環境“に変革するため、メーカーのみならず、ユーザーや情報通信企業等が連携し、研究開発等を実施した。また、産業用ロボットの更なる高度化に向けて、産業界が協調しつつ、大学等研究機関との間で、汎用動作計画・ハンドリング、遠隔制御技術、ロボット新素材に関する基礎応用研究を実施した。

（８）ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト（40億円）

物流やインフラ点検等を効率化できるロボットやドローンの性能評価基準、運航管理システム、衝突回避技術等について福島ロボットテストフィールド等を活用し開発した。また、その成果を国際標準化につなげるとともに、世界の最新技術を日本に集め、日本発のルールでロボット・ドローンの開発競争を加速させる仕掛けを構築した。

（９）無人自動運転等の先進 MaaS実装加速化推進事業（57億 22百万円）

地域の移動手段を確保し、同時にモビリティの省エネ化に資する、自動走行等の先進モビリティサービス・技術の早期社会実装を促すべく、「自動運転レベル４等先進モビリティサービス研究開発・社会実装プロジェクト（RoAD to the L4）」を新たに立ち上げ、レベル４自動運転移動サービスの実現・普及等に向けた研究開発や実証を推進するとともに、自動運転車の安全性評価基盤の構築、MaaS（Mobility as a Service）の高度化・横展開のためのスマートモビリティチャレンジ等を実施した。

また、自動走行など、自動車設計・開発現場の高機能化・複雑化が進む中、開発上流工程の効率化に向け、自動車向け半導体のモデルベース開発（MBD）を進めるべく、2021 年度は、モデルの標準的な作り方のガイドライン策定に向けた検討や、半導体を構成する基本要素のモデルの構築を行った。

（10）産業系サイバーセキュリティ推進事業（19億40百万円）

重要インフラや我が国経済・社会の基盤を支える産業における、サイバー攻撃に対する防護力を強化するため、（独）情報処理推進機構（IPA）に設置する産業サイバーセキュリティセンターにおいて、官民の共同によりサイバーセキュリティ対策の中核となる人材を育成した。また、制御システムの安全検証等を実施した。

（11）研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）

（再掲　第２部第１章第１節１．参照）

4 提案公募型の技術開発支援

（１）中小企業技術革新制度（SBIR制度）

SBIR 制度を中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）へ根拠規定を移管したことにより、イノベーション政策として省庁横断の取り組みを強化するとともに、これまでの特定補助金等を指定補助金等、特定新技術補助金等に改めた。指定補助金等ではスタートアップ企業等によるイノベーションの促進に向けて、公募・執行に関する各省庁統一的な運用や、段階的に選抜しながらの連続的支援を実施、また新産業の創出につながる新技術開発のための特定新技術補助金等を指定、支出の目標額等の方針の策定により、国の研究開発予算のスタートアップ企業等への提供拡大及び技術開発成果の事業化を図ることとした。

（２）戦略的基盤技術高度化支援事業（109億円の内数）

我が国経済を牽引していく重要産業分野の競争力を支える特定ものづくり基盤技術の高度化等に向け、中小企業・小規模事業者が産学官連携して行う製品化につながる可能性の高い研究・開発及び販路開拓への取組を支援することとし、2021 年度は 65 件を採択した。

（3）ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（2,300億円（2020年度第３次補正）の内数、2,001億円（2021年度補正）の内数））

働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など相次ぐ制度変更等に対応するため、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援することとし、2021 年度は「通常枠」で 4,346 件を採択した。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、対人接触機会の減少に資する設備投資等を支援するために設けた「低感染リスク型ビジネス枠」においては、2021 年度は 3,564 件を採択した。

（4）ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業（10億 40百万円）

コネクテッド・インダストリーズの取組を広く普及させるため、また、地域経済を牽引する事業がもたらす地域経済への波及効果を高めるため、中小企業・小規模事業者等が連携して行う高度なプロジェクトの実施に必要な設備投資等を支援することとし、2021 年度は 41 件を採択した。

（5）研究開発型スタートアップ支援事業（21億 38百万円（当初）、33億 50百万円（2021年度補正））

研究開発型スタートアップの成功モデルを創出し、自律的にイノベーションを創出するエコシステムを構築するため、起業から事業化にいたるまでの事業段階に応じた一貫した支援を実施した。

具体的には優れた技術シーズを活用した事業構想を持つ起業家候補に対して、企業の立ち上げ活動の支援や、成長性を秘めた研究開発型スタートアップに対して、支援人材、ベンチャーキャピタル、研究機関、事業会社等の協力を得ることを条件に、実用化開発等に係る研究開発費用等の支援を実施した。また、政府のニーズに基づき設定された研究開発テーマについて、事業化・成長可能性の高い技術シーズを持つスタートアップ等による実現可能性調査等を支援した。

（6）中小企業等事業再構築促進事業（１兆 1,485億 53百万円（2020年度第３次補正）、6,123億円（2021年度補正））

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売り上げの回復が期待し難い中、ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援することを目的とし、経費の一部を支援した（2022 年３月時点採択件数 35,183 件）。

5 国家基幹技術の開発・利用によるものづくり基盤の強化

（1）大型放射光施設（SPring-８）の整備・共用（95億 18百万円※（当初）、10億６百万円（2021年度補正））

大型放射光施設（SPring-8）は、光速近くまで加速した電子の進行方向を変えることで発生する極めて明るい X 線「放射光」を用いて、物質の原子・分子レベルの構造などを解析できる世界最高性能の研究基盤施設である。材料科学や環境・エネルギー、生命科学、創薬等、我が国の経済成長を牽引する様々な分野で革新的な研究開発に貢献している。産業利用の割合は約２割と、諸外国の同様の施設と比べても高い。2021 年度は年間約 9,000 人の産官学の研究者に利用された。

※ SPring-8 及び SACLA で一体的に運用する経費を含む。

（2）X線自由電子レーザー施設（SACLA）の整備・共用（69億 16百万円※）

X 線自由電子レーザー施設（SACLA）は、レーザーと放射光の特長を併せ持つ高度な光を発生させ、原子レベルの超微細構造や化学反応の超高速動態・変化を瞬時に計測・分析する世界最先端の研究基盤施設である。光合成メカニズムの解明や、燃料電池の開発、創薬など、学術、産業共に世界最先端の革新的な研究開発成果が創出されている。

※ SPring-8 及び SACLA で一体的に運用する経費を含む。

（3）スーパーコンピュータ「富岳」の整備・共用（153億 29百万円）

スーパーコンピュータ「富岳」は、2021 年３月に共用を開始して以降、研究者・技術者や産業界などの利用者が使いやすい利用環境の整備に取り組んでおり、ものづくりをはじめ、エネルギー、材料・物質などの幅広い分野の研究開発で利用され、画期的な成果が創出されつつある。また、2021 年 11 月に発表されたスパコンランキングでは、「富岳」が４つのランキング（TOP500、HPCG、HPL-AI、Graph500）において４期連続で世界１位を獲得した。

（4）大強度陽子加速器施設（J-PARC）の整備・共用（154億 27百万円（当初）、11億 38百万円（2021年度補正））

大強度陽子加速器施設（J-PARC）は、極めて大強度の陽子加速器により生成された中性子やミュオン、ニュートリノ等を利用して、素粒子物理、生命科学、材料科学、環境・エネルギー分野などの幅広い分野の研究開発が可能な研究基盤施設である。特に中性子線施設では、持続可能な社会の構築に資する全固体セラミックス電池や固体冷媒などの開発につながる画期的な研究成果が創出されており、全実験課題のうち2～3割が民間企業による産業利用である。2021年度は年間のべ約6,000人以上の産学官の研究者に利用された。

（5）官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の推進（12億 45百万円（当初）、39億 90百万円（2021年度補正））

最先端の科学技術は、物質の「構造解析」に加え「機能理解」が重要となっており、物質の電子状態やその変化を高精度で追える次世代放射光施設（軟X線向け高輝度3GeV級放射光源）の早期整備が求められている。同施設は、学術・産業ともに高い利用ニーズが見込まれることから、財源負担も含めて官民地域が共同する枠組みにより整備することとされており、2019年度より仙台市において建設を開始し、2023年度中の稼働を目指して施設の整備を進めている。

（6）革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ（HPCI）の構築（18億 86百万円）

HPCIは、2012年9月末に共用を開始して以降、ものづくり分野を含む様々な分野の研究開発において活用されている。例えば、自動車の開発などで従来行われている風洞実験では実現が難しい、高速走行時に車両が蛇行した際の走行安全性をシミュレーションで実現することで、設計期間の短縮、コスト削減による産業競争力の強化への貢献が期待されている。

（7）政府衛星データのオープン＆フリー化及びデータ利用環境整備等事業（13億円（2020年度当初））

質・量が抜本的に向上している地球観測衛星データは、防災、農林水産業、インフラ管理等の様々な分野での利用が期待されている。しかし、データが有償であることや、膨大なデータ量であるために一般コンピュータでの処理が困難であること等を理由に、産業利用は限定的であった。このため、衛星データや地上データ（人流、統計データ等）、AIや画像解析用のソフトウェアが利用可能な政府衛星データプラットフォーム「Tellus」の開発・運用を行った。2021年度は、搭載データの拡充や機能追加等を継続して実施し、また、衛星データを用いたデータコンテストや衛星データ利活用促進のためのイベントデータ分析トレーニング等も開催した。

（8）衛星データ利用基盤強化事業（25億円（2021年度補正））

高解像度衛星でベースマップをもとに、他の衛星データを補正して重ね、地上データとも統合分析を行える環境を政府衛星データプラットフォーム「Tellus」上に構築し、農業分野等の他のプラットフォームとの高度なシステム連携を実施している。これに加え、様々な行政・産業用途で期待される小型衛星向け多波長センサーを開発している。

6 大学等の能力を活用した研究開発の促進

（1）大学発新産業創出プログラム（START）（国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数）

起業前の段階から、公的資金と民間の事業化ノウハウ等を組み合わせることにより、成長性のある大学等発ベンチャーの創出を目指した支援を行った。また、2021年度より、スタートアップ・エコシステム拠点都市において、大学・自治体・産業界のリソースを結集し、世界に伍するスタートアップの創出に取り組むエコシステムを構築する取組への支援を行った。

（2）研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）（国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数）

大学等の研究成果の実用化促進のため、大学や公的研究機関等における有望なシーズ発掘から事業化に至るまで、切れ目なく支援をした。

（3）オープンイノベーション機構の整備事業（17億 85百万円）

企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究（競争領域に重点）を集中的にマネジメントする体制の整備を通じて、大型共同研究の推進により民間投資の促進を図った。

（4）共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）（国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数）

社会変革や社会課題解決に繋がる産学官連携による

オープンイノベーションを促進するため、大学等を中核としたバックキャスト型の本格的な共同研究の推進と環境づくりを行う、産学官共創拠点の形成を支援した。

（5）センター・オブ・イノベーション（COI）プログラム（国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数等）

大学や公的研究機関、企業等が集う、世界と戦える大規模産学連携研究開発拠点を構築・運営し、社会実装を目指して産学協働で研究開発を集中的に実施することで、革新的なイノベーションの連続的な実現と、新産業の創出を目指す取組を推進した。

（6）産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）（国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数）

民間企業とのマッチングファンドにより、複数企業からなるコンソーシアム型の連携による非競争領域における大型共同研究と博士課程学生等の人材育成、大学の産学連携システム改革等とを一体的に推進することで、我が国のオープンイノベーションを加速するための支援をした。

（7）地域イノベーション・エコシステム形成プログラム（30億 20百万円）

地域の成長に貢献しようとする地域大学に事業プロデュースチームを創設し、地域の競争力の源泉（コア技術等）を核に、地域内外の人材や技術を取り込み、グローバル展開が可能な事業化計画を策定し、リスクは高いが社会的インパクトが大きい事業化プロジェクトを支援した。

（8）知財活用支援事業（国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数）

優れた研究成果の発掘、特許化を支援するために、一貫した取組を進めている。具体的には、大学等における研究成果の戦略的な海外特許取得の支援、各大学等に散在している特許権等の集約・パッケージ化による活用促進を実施するなど、大学等の知的財産の総合的活用を支援した。

（9）産学連携知的財産アドバイザーによる支援（（独 ）工業所有権情報・研修館運営交付金の内数）

地方創生に資する大学等の活動を促進するため、事業化を目指す産学連携プロジェクトを展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣して知的財産マネジメントを核とする支援を行う「産学連携知的財産アドバイザー派遣事業」を実施している。2021 年度は全 18 大学に産学連携知的財産アドバイザーを 10 名派遣した。

7 オープンイノベーション拠点TIAの取組 ＜経産省、文科省＞

オープンイノベーション型の研究開発を加速させるため、国立研究開発法人産業技術総合研究所（AIST）、国立研究開発法人物質・材料研究機構（NIMS）、筑波大学、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（KEK）、東京大学及び東北大学が連携してオープンイノベーション拠点である「TIA」を推進中である。民間企業が TIA を活用して、優れた性能を有する半導体の研究開発を行うなど、民間企業や大学等と連携網を広げ、産学官に開かれた研究開発拠点として、オープンイノベーションと人材育成を一体的に推進している。2021 年度には、産業競争力強化法を一部改正し、TIA の共用施設であるスーパークリーンルーム産学官連携研究棟（SCR）、その他付随施設及び設備が企業等により柔軟に利用できる環境を整備した。また、TIA 第３期２年目として、「ポスト５G 情報通信システム基盤強化研究開発事業」において産業技術総合研究所つくばセンター内に整備される研究開発拠点を PR すべく、先端半導体製造技術つくば拠点オープニングシンポジウムを経済産業省、NEDO、産業技術総合研究所と共催した。TIA 中核６機関の連携による新領域開拓を図る TIA 連携プログラム探索推進事業「かけはし」においては、「プレベンチャー醸成支援」や「社会課題（SDGs）に伴う共創の場形成支援」等の連携強化の取り組みを行った。また、Web を活用しながら、TIA の人材育成事業として、TIA 連携大学院「サマー・オープン・フェスティバル」や、若手研究人材の育成を目的とする「Nanotech CUPAL」事業を実施した。なお、「Nanotech CUPAL」は自主事業最終年度であることから参加機関による総括報告会を Web 上にて開催した。

8 科学技術イノベーション人材の育成・確保

（1）博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保（23億 16百万円（当初）、347億 20百万円（2021年度補正））

将来の科学技術・イノベーションを担う存在である博士後期課程学生の処遇向上とキャリアパス確保を一体的に実施する大学に対して支援を行う「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ

創設事業」や「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」を実施した。

（2）特別研究員制度（161億 28百万円）（（独）日本学術振興会運営費交付金の内数）

創造性に富んだ研究者の養成・確保を図るため、優れた若手研究者に対して、研究奨励金を支給し、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与え、研究者としての能力を向上できるよう支援している。

（3）卓越研究員事業（10億 92百万円）

優れた若手研究者が産学官の研究機関において、安定かつ自立した研究環境を得て自主的・自立的な研究に専念できるよう研究者及び研究機関に対して支援を行う取組を実施した。2019 年度から、若手研究者と研究機関をつなぐブリッジプロモーターによるマッチングを促進する新たな取組を導入している。

（4）次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）（3億 83百万円）

学部学生や大学院生、若手研究者などに対するアントレプレナー育成プログラムの実施により、我が国全体のアントレプレナーシップ醸成をより一層促進するとともに、我が国のベンチャー創出力の強化に資する取組の支援を実施した。

（5）科学技術イノベーションを担う女性の活躍促進（19億 80百万円）

出産・育児等のライフイベントと研究との両立や、女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進する大学等への支援など、科学技術イノベーションを担う女性の活躍促進に向けた取組を実施した。

（6）リサーチ・アドミニストレーター等のマネジメント人材に係る質保証制度の実施（54百万円）

研究者の研究活動活性化のための環境整備や大学等の研究開発マネジメント強化に資する人材であるリサーチ・アドミニストレーター（URA）等のマネジメント人材の質保証制度の導入に向けた取組を支援した。

《第2節 産業振興》

1 環境性能の高い製品の普及促進等

（1）電動車普及目標・長期ゴール

我が国は、カーボンニュートラルに向けた多様な選択肢を見出し、2050 年に自動車の生産、利用、廃棄を通じた CO_2 ゼロを目指すこととし、2035 年までに、乗用車新車販売で電動車 100％を実現する目標を掲げた。その実現に向け、2030 年の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を５～７割（ハイブリッド自動車 30 ～ 40％、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車は 20 ～ 30％、燃料電池自動車は３％程度、クリーンディーゼル自動車は５～ 10％）にすることを目指している。

（2）環境性能に優れた自動車に対する自動車関係諸税

2021 年度税制改正において、自動車重量税のエコカー減税については、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、目標年度が到来した 2020 年度燃費基準を達成していることを条件に、2030 年度燃費基準の達成度に応じて減免する仕組みに切り替えた上で、適用期限が２年間延長された（2021 年５月から 2023 年４月末まで）。その際、２回目車検時の免税対象について電気自動車等やこれらと同等の燃費性能を有するハイブリッド車等に重点化が図られた。また、クリーンディーゼル車の取扱いについても、見直しを行った。

自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、燃費性能に応じた税率区分を設定し、その区分を２年ごとに見直すことにより燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するものであり、2020 年度末が見直しの時期に当たることから、目標年度が到来した 2020 年度燃費基準の達成状況も考慮しながら、2030 年度燃費基準の下で税率区分が見直された。

自動車税・軽自動車税の軽減措置（グリーン化特例（軽課））については、クリーンディーゼル車を対象から除くとともに、適用対象を電気自動車等に限定した上で２年間延長された。

（3）電動車普及に向けた取組（155億円（当初）、116億 97百万円（経済産業省 36億 97百万円、環境省 80億円）（2020年度第３次補正）

運輸部門における低炭素化に貢献するだけでなく、災害時に非常用電源として活用することが可能な次世代自動車の普及を促進するため、車両や外部給電器等の購入支援を行った。2020 年度第３次補正予算にお

いては、グリーン社会の実現を進めるため、電気自動車・燃料電池自動車等の導入拡大と同時に、日常・非常時ともに活用できる充放電設備／外部給電器の普及や、再エネ電力を使ったゼロカーボンのライフ・ワークスタイルの普及促進を図った。

また、電気自動車等の普及に必要な充電インフラの整備を促進するため、充電設備及び設置工事費の一部補助を通じて高速道路のサービスエリア、パーキングエリアや道の駅、マンション等への整備を進めた。

さらに、2022 年 2 月末までに約 166 か所の水素ステーションを整備し、燃料電池自動車や水素ステーションの低コスト化に向けた技術開発や規制の見直しなどを進めた。

（4）高性能建材等の実証・普及に向けた支援（83 億 90百万円の内数）

既存住宅の断熱・省エネ性能の向上を図るため、工期短縮可能な高性能断熱建材や蓄熱、調湿等の付加価値を有する省エネ建材の導入の実証を支援した。

（5）Ｊ－クレジット制度（３億 80百万円）

Ｊ－クレジット制度は、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減量・吸収量をクレジットとして認証する制度である。本事業を利用した省エネ・再エネ設備の導入、森林整備等を促進するため、2030 年度以降の制度の永続性確保や排出削減算定方法やそのモニタリング方法を規定した方法論の改定、森林小委員会の設置を行った。また、地球温暖化対策計画では、Ｊ－クレジットの認証量の目標設定を行っており、2020 年度の認証量が目標を上回ったため、2030 年度の目標を 1,300 万 t-CO_2 から 1,500 万 t-CO_2 へと目標の引き上げを実施した。

2 新たな集積の促進又は既存集積の機能強化及び新規産業等に係る支援機能の充実

（1）伝統的工芸品産業の振興対策事業（10億 82 百万円）

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和 49 年法律第 57 号）」に基づき、（一財）伝統的工芸品産業振興協会及び伝統的工芸品の各産地の特定製造協同組合等に対し、後継者育成事業や需要開拓事業等に対する補助を行った。具体的には、初心者に対する技術継承研修や中級者に対する実技指導研修などの人材育成の取組及び各産地における課題解決に向けた専門家派遣事業、広報活動の強化などの需要開拓の取組を支援した。

（2）インフラシステム海外展開

経協インフラ戦略会議を３回（第 50 回～第 52 回）開催し、「インフラシステム海外展開戦略 2025」（2020 年 12 月経協インフラ戦略会議決定）に掲げた 2025 年のインフラシステム受注額 34 兆円の目標達成に向けて、「ポストコロナを見据えた新戦略の着実な推進に向けた取組方針」（2021 年６月経協インフラ戦略会議決定）を策定した。同取組方針では、新型コロナウイルス感染症対策のための重点政策課題に対応するための施策の追加や「分野別アクションプラン」等を決定した。2021 年 12 月には「インフラシステム海外展開戦略 2025 の推進に関する懇談会」を開催し、民間有識者を中心に、①ポストコロナを見据えたより良い回復、②脱炭素社会に向けたトランジションの加速、③自由で開かれたインド太平洋を踏まえたパートナーシップの推進に向けたインフラ海外展開の方向性について議論を行った。

（3）レアアース・レアメタルの安定供給確保＜経産省、文科省＞

高付加価値産業に必要不可欠なレアアース・レアメタルについては、特定供給国の政策に左右されない産業構造の確立を目指して、代替材料・使用量削減技術開発やリサイクル等を推進している。2012 年度から実施している「次世代自動車向け高効率モータ用磁性材料開発」を新たに「輸送機器の抜本的な軽量化に資する新構造材料等の技術開発事業」と名称を変更し、モータの高効率化・小型化を実現するため、従来以上に強力かつ希少金属の使用を大幅に削減した磁石材料の開発を行っている。また、「資源循環システム高度化促進事業」により、我が国の都市鉱山の有効利用を促進し、資源の安定供給及び省資源・省エネルギー化を実現するため、廃製品・廃部品の自動選別技術、高効率製錬技術及び動静脈情報連携システムの開発を行っている。さらに、「サプライチェーン強靱化に資する技術開発・実証」により、供給途絶リスクの高いレアアースのサプライチェーン強靱化につなげるため、レアアースの使用を極力減らす、又は使用しない高性能磁石の開発や不純物等が多く利用が難しい低品位レアアースを利用するための技術開発等を行っている。

加えて、日米欧豪加の政策当局者及び技術専門家が、レアメタル供給を取り巻く世界的な問題について共通理解を深め、レアメタル代替技術やリサイクル技術などといった将来の安定供給を目指した情報交換を行うため、クリティカルマテリアル・ミネラル会合（2020 年度までは日米欧三極クリティカルマテリアル会合と呼称）を毎年開催している。2021 年度は６、12 月にオンラインで第 11、12 回目の会合を開催した。

（4）医療機器産業の振興

日本の優れた「ものづくり技術」を活用した医療機関等との「医工連携」による開発・事業化事業及び医療上の価値が高く、競争力のポテンシャルが高い分野におけるの医療機器の開発を推進した。2021年度は、近年注目されている人工知能や機械学習を搭載したプログラム医療機器（SaMD）や遠隔・在宅診断・治療への対応に関する医療機器の開発・事業化を特に注力して支援している。

推進にあたり、研究開発に対する補助金のみならず、医療機器ごとの特性や開発段階に応じて課題が大きく異なるとの声を受け、地域毎に医療機器の実用化の明確な成果を出口とする拠点作りを行うこと、各拠点のコアとなり、全体を見通す知識とネットワークを有する事業化人材を確保すること、それにより各地域拠点で不足するリソースを広域で連携することにより互いに共有し、効率的に医療機器開発を行うことが重要と考え、2021年度より、地域の特色を活かした独自性のある拠点整備を進めるとともに、事業化人材を中心とした企業等への支援により、地域における医療機器開発エコシステムの構築を目的とする「地域連携拠点自立化推進事業」を実施し、2021年度は5つの拠点を採択した。

また、開発の指針となる開発ガイドライン（手引き）の策定を実施した。

3 産業界の取組に関する支援

（1）サポカーの普及啓発（1,127億円（2019年度補正））

高齢運転者による事故を踏まえ、高齢運転者の交通安全対策として、65歳以上の高齢者を対象に、安全運転支援装置を搭載した安全運転サポート車（サポカー）の購入等を補助するサポカー補助金を、2020年3月から2021年11月まで実施した。

具体的には、対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載したサポカーの購入に対しては最大10万円、後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入・設置に対しては最大4万円の補助を行い、計140万台の導入を支援した。

また、サポカーの機能や関連する制度等の情報を掲載したサポカーポータルサイトの運営等を実施した。

4 サイバーセキュリティの強化

（1）産業系サイバーセキュリティ推進事業（再掲 第2部第1章第1節3.（9）参照）

（2）サイバーセキュリティ経済基盤構築事業（19億26百万円）

（独）情報処理推進機構サイバーレスキュー隊が、高度標的型サイバー攻撃を受けた企業等に対し、被害状況の把握や被害拡大を防ぐための初動対応支援（被害状況の把握や再発防止策策定）を実施した。また、（一社）JPCERTコーディネーションセンターを通じ、深刻なサイバー攻撃の温床となっている複数の国にまたがったサイバー攻撃基盤を駆除するため、標的型攻撃に関する情報を収集するとともに、各国のサイバー攻撃対応連絡調整窓口の間で情報を共有し、共同対処を行った。

（3）IT人材育成の戦略的推進（（独）情報処理推進機構運営費交付金の内数）

（独）情報処理推進機構において、ITを駆使してイノベーションを創出することのできる独創的なアイデア・技術を有する人材の発掘・育成を実施した。また、若手情報セキュリティ人材を発掘・育成するため、第一線の技術者から倫理面も含めたセキュリティ技術と最新ノウハウを修得する場として「セキュリティ・キャンプ」を開催した。

5 知的財産の取得・活用に関する支援

（1）模倣品・海賊版対策について

2004年8月に経済産業省に設置された政府模倣品・海賊版対策総合窓口（一元的相談窓口）において、権利者等からの模倣品・海賊版に関する相談や情報提供を受け付け、関係省庁と連携して解決への対応を行うとともに、必要に応じて外国政府等への働きかけを実施した。

（2）知的資産経営の推進

我が国企業における自主的な知的資産経営報告書の作成による無形資産の「見える化」の促進に資するため、「知的資産経営WEEK2021」の開催を支援し、各セミナー等において講演を通じ情報提供を行うことで、知的資産経営の更なる普及・啓発を図った。

（3）営業秘密及び限定提供データ

①営業秘密管理に関する普及啓発

官民の実務者間において企業情報の漏えいに関する最新の手口やその対応策に関する情報交換を緊密に行う場である「営業秘密官民フォーラム」を2020年6月に開催するとともに、判例分析や逮捕情報等に関する情報を掲載した営業秘密に関するメールマガジン「営業秘密のツボ」を毎月配信している。

また、秘密情報の漏えいを未然に防止するための様々な対策を取りまとめた「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」（2016年2月公表）やその簡易版となる小冊子「秘密情報の保護ハンドブックのてびき～情報管理も企業力～」（2016年12月公表）、「不正競争防止法（平成5年法律第47号）」による保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示す「営業秘密管理指針」（2019年1月改訂）等の周知活動を、HPや講演において引き続き行った。また、「秘密情報の保護ハンドブック～情報管理も企業力～」について、営業秘密に関係する法制度や情報環境等の変化を踏まえて、産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会にて改訂を検討した。

さらに、グローバル化により海外進出する日系企業が増加する中で、海外での意図しない営業秘密・技術流出防止を目指すべく、在外日系中堅・中小企業を主なターゲットにすえて、現地専門家によるハンズオン支援と情報提供活動を通じて、営業秘密管理体制の整備・強化を支援するための「中小企業アウトリーチ事業」を2019年度から中国で実施しており、2021年度は中国、タイ及びベトナムで実施した。また、現地制度や裁判例の動向と個別支援から得られた知見等を踏まえて、現地における営業秘密の管理に必要な留意点や契約ひな形等を盛り込んだ「営業秘密管理マニュアル」を取りまとめた。

②限定提供データに関する取組

IoT、ビッグデータ、AI等の活用が進展する第4次産業革命を背景に、データの利活用を促進するための環境整備を目的として、「限定提供データ」の制度の創設等を盛り込んだ不正競争防止法の改正を行った（2018年5月公布、限定提供データに関する規定等は2019年7月施行）。さらに、データ利活用を進めるための事前対策のポイントをフェーズごとに取りまとめた「データ利活用のポイント集」やその簡易版となる小冊子「データ利活用のてびき」を2020年6月に策定・公表、ポイント集を基に企業のデータ利活用の事例を詳細に記載した「データ利活用の事例集」を2021年2月に策定・公表し、限定提供データの要件の考え方や不正競争行為に該当する事例などを盛り込んだ「限定提供データに関する指針」（2019年1月公表）と併せてHPや講演において周知活動を行った。また、「限定提供データ」制度に係る規律の見直し要請や施行後の運用状況等を踏まえ、産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会にて、同制度に係る規律の見直し及び「限定提供データに関する指針」の改訂を検討した。

（4）知財権情報の活用に関する支援

①特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）（(独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

特許情報を活用した効率的な先行技術調査や技術開発等を促進するため、インターネット上の無料サービス「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」を通じて、国内外で発行された1億件以上の特許、実用新案、意匠及び商標の公報並びに審査関連情報を提供している。審査関連情報については、「ワン・ポータル・ドシエ(OPD)照会」を通じて、世界各国の特許出願に関する情報を一括把握することが可能である。

2021年度には、特許庁の公報システムの刷新に合わせて、J-PlatPatでも特許、実用新案、意匠及び商標の公報情報が日次で掲載されるようになった。

②特許出願技術動向調査

大学、公的研究機関や企業等における研究開発活動の検討や効果的な出願戦略の構築のための資料、及び行政機関の科学技術政策等の策定のための基礎資料の提供を目的として、今後の進展が予想される技術テーマを選定し、特許出願技術動向の調査を行っている。2021年度は、4の技術テーマについて調査を実施した。

（5）権利化に対する支援

①円滑な権利化に対する支援

中小企業の円滑な特許権取得を促進するため、全ての中小企業を対象として、特許料（第1年分から第10年分）、審査請求料、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に係る手数料（調査手数料、送付手数料、予備審査手数料）を2分の1に軽減する措置及び国際出願手数料や取扱手数料の2分の1に相当する額を交付する措置を講じている。

また、中小ベンチャー企業・小規模企業を対象として、一定の要件を満たした場合に特許料（第1年分から第10年分）、審査請求料、PCT国際出願に係る手数料（調査手数料、送付手数料、予備審査手数料）を3分の1に軽減する措置及び国際出願手数料や取扱手数料の3分の2に相当する額を交付する措置を講じている。なお、中小企業による2021年度の軽減措置の利用件数は66,378件（2022年3月末時点）であった。

②早期権利化に対する支援

これまでの特許制度を巡る情勢変化や新たな課題を踏まえ、2023年度までに特許の「権利化までの期間※」と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とするなど、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現を目指している。また、研究開発成果の早期活用、グローバルな経済活

動等に対する支援を目的として、一定の要件を満たす特許出願について、出願人からの申請を受けて審査・審理を通常に比べて早く行う早期審査・早期審理を継続して実施した。加えて、地震により被災した企業の企業活動に必要な技術を早期に保護し、活用可能とするため、「災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）」の適用される地域（東京都を除く。）に住所又は居所を有する被災した企業、個人等が簡便な手続で早期審査・早期審理を受けられる「震災復興支援早期審査・早期審理」を実施している。さらに、新たな技術開発を行い、市場を開拓する段階にあるベンチャー企業による戦略的な特許権の取得をサポートすべく、「ベンチャー企業対応面接活用早期審査」及び「ベンチャー企業対応スーパー早期審査」を 2018 年７月より開始した。

※出願人が補正等をすることに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

③世界で通用する安定した権利の設定に向けたインフラ整備

企業活動のグローバル化や事業形態の多様化に伴い、企業の知的財産戦略も事業を起点としたものに移りつつある。そこで、事業で活用される知的財産の包括的な取得を支援するために、2013 年４月から「事業戦略対応まとめ審査」を開始した。「事業戦略対応まとめ審査」は、新規の事業や国際展開を見据えた事業に係る製品･サービスを構成する複数の知的財産（特許・意匠・商標）を対象として、事業説明を受けた上で、分野横断的に一括して審査を行うものである。これにより、企業の望むタイミングで、企業の事業展開を支える知財網の形成が可能となる。

近年、AI 関連技術の発展はめざましく、AI 関連発明の特許出願は様々な分野で増加している。AI 関連技術は代表的な融合技術であり、AI に関する技術水準の把握のみならず、様々な技術分野における AI の応用状況などを的確に把握する必要がある。そこで、特許庁は、2021 年１月に、AI 関連発明について、より効率的かつ高品質な審査を行う環境を整備するために、各審査部門の担当技術分野を超えて連携する AI 審査支援チームを発足させた。AI 審査支援チームでは、最新の AI 関連技術に関する知見や審査事例の蓄積・共有及び関連する特許審査施策の検討等を行っている。

（６）知的財産の戦略的な活用に対する支援

①知的財産に関するワンストップ相談窓口「知財総合支援窓口」（（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）では、中小企業等が抱える知的財産に関する悩みや相談に対応する「知財総合支援窓口」を 47 都道府県に設置し、様々な専門家のほか、中小企業支援センターや商工会・商工会議所、よろず支援拠点等の支援機関とも連携したワンストップサービスを提供している。2021 年度の相談件数は 123,345 件であった。また、地域経済を支える中小・ベンチャー企業等に対して、知財の戦略的活用を見据えた中長期的な支援計画を策定し、様々な専門人材を活用した重点的な支援を実施した。2021 年度の対象件数は 53 社であった。

②中小企業等外国出願支援事業（５億 96 百万円の内数）

中小企業等による戦略的な外国出願を促進するため、（独）日本貿易振興機構（JETRO）や都道府県等中小企業支援センター等を通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業に対し、外国への出願に要する費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用）の一部を助成した。2021 年度の採択件数は 644 件であった。

③中小企業等海外侵害対策支援事業（５億 96 百万円の内数）

中小企業等の海外での適時適切な産業財産権の権利行使を支援するため、（独）日本貿易振興機構を通じて、模倣品に関する調査や模倣品業者に対する警告・行政摘発手続に要する費用を補助し、採択件数は８件であった。さらに、海外で自社のブランドや地域団体商標を現地企業に冒認出願された中小企業等に対し、異議申立や無効審判請求、取消審判請求等の、冒認商標を取り消すために要する費用を補助し、採択件数は 23 件であった。

④海外知的財産プロデューサーによる支援（（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

海外における事業展開を知的財産リスクマネジメント及び知的財産活用の視点から支援するため、海外での事業展開が期待される有望技術を有する中小企業等に対して、知的財産マネジメントの専門家（海外知的財産プロデューサー）を派遣している。2021 年度は、６人の海外知的財産プロデューサーにより、158 者の支援を行った。

（７）技術情報の管理に関する取組（18億 20百万円の内数）

「産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 26 号）」において、事業者が保有する重要情報の適切な管理に対し、国が認定した機関（認定件数：６件（2022 年４月末時点））から認証を受けることができる「技術情報管理認証制度」を創設した。

2021 年度は、適切な技術情報管理の構築に向けたアドバイス等を行う専門家の派遣や、制度に関心の高い業界団体等との連携、広報活動など、制度の普及・改善に向けた取組を実施した。

（8）標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の整備

標準必須特許（SEP：Standard Essential Patent）は、標準規格を使用する上で必須の特許であるが、近年、SEP のライセンスに関する紛争が世界各国で生じている。第四次産業革命が進展する中、今後、自動車、建設機械、工場といった多様な産業分野を対象とした SEP のライセンスが増加していく見込みであり、当該紛争を円滑に解決する手段を検討することは、我が国にとって極めて重要な課題である。こうした状況を踏まえ、当事者間での誠実な交渉を通じて早期の和解や無用な紛争の回避を促し、我が国産業の発展に繋げる観点から、2022 年３月、国内特許を含む SEP のライセンス交渉に携わる権利者及び実施者が則るべき、日本としての誠実交渉の規範を示す「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」（誠実交渉指針）を発表した。本指針は、国内外の企業等の意見や、日本の有識者・産業界の意見を踏まえて策定したものであり、交渉当事者や司法など、多様な関係者によって活用されることが期待される。

6 戦略的な標準化・認証の推進

（1）中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用の推進

「成長戦略フォローアップ」（2021 年６月閣議決定）、「知的財産推進計画 2021」（2021 年７月知財戦略本部会合決定）に基づき、「新市場創造型標準化制度」を活用して中小企業等から規格の提案のあった案件について、2014 年から 2022 年４月１日までに規格を 44 件策定した。さらに、自治体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関（パートナー機関）と（一財）日本規格協会（JSA）が連携し、地域において標準化の戦略的活用に関する情報提供・助言等を行う「標準化活用支援パートナーシップ制度」のパートナー機関数を 2015 年から 2022 年４月１日までに 170 機関に拡大した。また、中小企業等向けに、標準化に関する戦略的活用についてのセミナーを、2021 年度は 2022 年４月１日までに８件実施した。

（2）戦略的な国際標準化の推進（46億円 50百万円）

我が国企業が有する優れた技術・製品を国内外に普及させるに当たっては、関連する国際標準を戦略的に策定することが重要となる。このため、先端医療機器、ロボット等の我が国が技術的優位を有する先端分野や、自動走行システム等の経済的波及効果の大きい社会システムに関連する分野、シェアリングエコノミーなどのサービス分野において、国際標準原案の開発、当該原案の国際標準化機関への提案等を実施した。また、その過程で得られた知見をもとに普及を見据えた試験・認証基盤の構築等を実施するとともに、国際標準化に必要な場合は日本産業規格（JIS）の開発も併せて行った。

（3）世界に通用する認証基盤の強化

我が国企業の海外展開の観点から戦略的に重要な分野について、認証又は試験の結果が国際的に認められる認証基盤を国内に整備するため、大型パワーコンディショナ及び大型蓄電池の試験・評価施設の整備を行い、2016 年４月より運用を開始した。2021 年度においては、大型パワーコンディショナで 31 件の共同研究／認証実験、大型蓄電池で 59 件（2022 年３月末時点）の共同試験を実施した。また、両施設を活用し、我が国の国際競争力強化に資する試験手法及び国際標準開発を行った。

（4）アジア諸国等との協力関係強化

我が国企業のアジア諸国での事業展開及びアジア市場の獲得を促進するため、我が国企業が強みを持つ製品や技術が適正に評価される性能評価方法等の国際標準化について、アジア諸国の標準化機関と協力し、APEC プロジェクトとして抗菌加工技術、気候変動関連活動分野に係るワークショップ・セミナーを開催した。また、国際標準化分野での連携強化のため、スマートシティの評価指標に関する規格や、窓ガラス等の省エネ建材性能に係る規格、リスクアセスメントの研修を ASEAN 向けに実施した。さらに、国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）及び ASEAN 品質標準諮問委員会（ACCSQ）傘下の WG と連携し、アジア地域向けの標準化人材育成ワークショップを開催した。

（5）標準化人材の育成

①標準化資格制度の実施

（一財）日本規格協会において、標準化や規格開発に関する専門知識を備えた人材を「規格開発エキスパート」として評価して登録する「標準化人材登録制度」（2017 年６月創設）を実施。規格開発エキスパート 370 名、規格開発エキスパート補 40 名を登録（2022 年４月１日時点）。

②大学等における標準化教育の推進

標準化に関する講義に活用するための教育コンテンツとして開発した、ファカルティ・ディベロプメント教材の公開を継続するとともに、講師として職員を大学等へ派遣し標準化講義を実施した。

③若手育成のための国際標準化人材育成講座の実施

国際標準化交渉をリードできる人材を育成するため、（一財）日本規格協会と連携して、ISO 及び IEC における標準化に携わる若手を対象とした「ISO/IEC 国際標準化人材育成講座」を実施。2021 年度には、同講座を３回実施し、計 55 名が修了した。また、このほかに、受講者同士のネットワークの維持、強化を図ることを目的として、同講座の修了者を対象とした合同研修会を開催した。

7 その他

（１）第９回ものづくり日本大賞の実施＜経産省、文科省、厚労省、国交省＞

ものづくり日本大賞は、製造・生産現場の中核を担っている中核人材や伝統的・文化的な「技」を支えてきた熟練人材、今後を担う若年人材など、「ものづくり」に携わっている各世代の人材のうち、特に優秀と認められる人材を顕彰するもの。経済産業省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省が連携して 2005 年度より開催しており、2019 年度に８回目の開催を迎えた。

2021 年度においては、経済産業省では 2022 年度の表彰に向けて第９回ものづくり日本大賞の候補案件を募集し、全国９地域に設置する地方分科会において第１次審査を実施した。

（２）ものづくり白書の作成＜経産省、文科省、厚労省＞

「ものづくり基盤技術振興基本法（平成 11 年法律第２号）」第８条の規定に基づき、2021 年度のものづくり基盤技術の振興に関して講じた施策に関する報告書を国会に提出するため、年次報告書（令和３年度ものづくり基盤技術の振興施策（2022 年版ものづくり白書））を作成した。

《第3節 中小企業支援》

1 取引条件の改善

（１）下請等中小企業の取引条件の改善

「未来志向型の取引慣行に向けて」（2016 年９月）の公表以降、中小企業庁では、取引適正化に向けた重点５課題（①価格決定方法の適正化、②支払条件の改善、③型取引の適正化、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）を設定し、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善に向けた取組を行っている。

2021 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大による中小企業の状況や最低賃金を含む人件費の上昇、原油価格高騰などの影響を踏まえ、①パートナーシップ構築宣言の推進、②価格交渉促進月間、③「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（2021 年 12 月 27 日）に基づく価格転嫁対策、④「取引適正化に向けた５つの取組」の公表など、特に、価格転嫁のしやすい取引環境の整備に向け必要な対策を講じた。

①パートナーシップ構築宣言

感染症の影響等により、中小企業・小規模事業者に経営環境悪化のしわ寄せが及ばないよう取引適正化等を促進するために、大企業と中小企業の連携による生産性向上に取り組むことや望ましい取引慣行の遵守を経営責任者の名前で宣言する「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを導入した。2022 年３月末までに 6,924 社が宣言した。

②価格交渉促進月間

初めての取組として、労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促すため、９月を「価格交渉促進月間」として位置づけ、価格交渉、ひいては価格転嫁を促進するための取組を実施した。広報や講習会を集中的に実施するとともに、月間終了後の 10 月以降には、下請 G メンによる中小企業２千社へのヒアリング調査や、同４万社へのアンケート調査など、フォローアップ調査を実施し、その結果を公表した。また、その結果に基づき、価格転嫁や価格協議の状況について、問題があるおそれがある発注側企業に対して、下請中小企業振興法（以下、「下請振興法」という。）に基づく「助言」を実施した。

さらに、９月に次いで価格交渉の頻度の高い３月も「価格交渉促進月間」として位置づけ、各種取組を実施した。年２回、「価格交渉促進月間」を実施することで、価格交渉の定着と浸透を図っていく。

③パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、コスト上昇分を適切に転嫁できることを目的とし、2021

年 12 月 27 日に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」がとりまとめられた。同パッケージに基づき、１～３月を「集中取組期間」として、中小企業庁と公正取引委員会は、事業所管省庁などとも連携し、下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という。）の執行強化等、適切な価格転嫁に向けた取組を実施した。

④取引適正化に向けた５つの取組

2022 年２月に開催された「第３回 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、萩生田経済産業大臣から「取引適正化に向けた５つの取組」を発表した。③の「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の実施に加え、取引適正化の実現に向けた一層の取組強化を行う。具体的には、①価格交渉のより一層の促進、②パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大、実効性の向上、③下請取引の監督強化、④知財 G メンの創設と知財関連の対応強化、⑤約束手形の 2026 年までの利用廃止への道筋に取り組む。

（２）下請代金支払遅延等防止法（下請法）

中小企業庁は、約 22 万件の親事業者及び当該親事業者と下請取引を行う約５万件の下請事業者に対して定期調査を実施するとともに、下請法違反事実に関する情報提供・申告等を行うための「申告情報受付窓口」により、下請法違反に関する情報収集を行った。親事業者へ立入検査等を行い、うち支払遅延、下請代金の減額、買いたたき等の下請法違反又は違反のおそれが認められた親事業者に対し、改善指導を行うなど、下請法の厳格な運用に努めた。

（３）下請中小企業振興法（下請振興法）

2021 年８月、大企業と中小企業との取引の適正化をはかるため、対象取引類型の拡大や、国による調査規定の創設、発注書面交付の促進、下請中小企業取引機会創出事業者認定制度の新設等の内容を含む、改正下請振興法が施行された。また、本法改正に合わせ、下請中小企業取引機会創出事業者の認定に必要な事項を定めるため、振興基準の改正も行った。さらに、2021 年９月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査結果を踏まえ、価格転嫁や価格協議の状況について、問題があるおそれがある発注側企業に対して、下請振興法に基づく助言（注意喚起）を行った。

（４）下請取引適正化のための普及・啓発

①下請かけこみ寺（36 億 70 百万円の内数）

全国 48 か所に設置した「下請かけこみ寺」において、中小企業の取引に関する相談対応、裁判外紛争解決手続（ADR）を実施した。

②講習会、セミナーの開催等（36 億 70 百万円の内数）

オンライン形式の講習会として、①価格交渉促進月間の実施にあわせた、中小企業の担当者を対象とする価格交渉サポートセミナーや、②下請法の違反行為を未然に防止するための親事業者の調達担当者等を対象とした下請法や下請ガイドラインに関するセミナーを開催した。

2 中小企業の経営の革新及び創業促進

（１）経営革新の促進

経済的環境の変化に即応して中小企業が行う新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用、その他の新たな事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図る経営革新を支援するため、以下のような支援措置を行った。

①新事業活動促進資金（財政投融資）

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受け、経営革新のための事業を行う個別の中小企業者、組合及び任意グループに対し、（株）日本政策金融公庫が融資を実施した。

②中小企業信用保険法の特例

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受け、当該事業を行う際の資金供給を円滑化するために、信用保証協会において、「中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）」に規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険等の特例による支援を実施した。

（２）創業・ベンチャーの促進

①新創業融資制度（財政投融資）

（株）日本政策金融公庫が、新たに事業を開始する者や新規開業して税務申告を２期終えていない者に対し、無担保・無保証人で融資を実施した。

②創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、信用保証協会において、これから創業する者又は創業後５年未満の者等を対象とする保証制度を実施した。

③ファンド出資事業

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、（独）中小企業基盤整備機構が出資（原則、ファンド総額の２分の１以内）を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大

を図るものである。起業支援ファンドについては、平成22年度の制度再編から2022年3月末時点までに出資先ファンド数49件、出資約束総額3,447億円(うち機構出資約束金額819億円)、投資先企業数1,364社に至った。また、中小企業成長支援ファンドについては、出資先ファンド数97件、出資約束総額1兆220億円（うち機構出資約束金額2,732億円)、投資先企業数1,525社に至った（両ファンドともに投資先企業数の実績は、2022年2月末時点)。

④エンジェル税制

創業間もない中小企業への個人投資家（エンジェル）による資金供給を促進するため、一定の要件を満たす中小企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡した時点において所得税の優遇を受けることができる制度。当該制度を通じて、創業間もない企業の資金調達を支援した。

⑤オープンイノベーション促進税制

大企業等がスタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25％が所得控除される措置。2022年度税制改正において、要件を見直しつつ、2年間の延長を行った。

⑥グローバル・スタートアップ・エコシステム強化事業（11億27百万円の内数）

グローバルで成長するスタートアップのロールモデル創出に向けて、官民で連携し、海外展開を含むスタートアップの育成・支援を行う「J-Startup」プログラムを実施した。また、起業家等100名を対象とした人材育成事業等を行ったほか、政府調達における優遇や、ものづくり系スタートアップの量産化・事業化支援を行った。

（3）新事業促進支援事業

①農商工等連携事業

中小企業による新事業活動の促進を図るため、「農商工等連携促進法（平成20年法律第38号)」に基づき、中小企業者が行う新商品、新サービスの開発や、それらの販路開拓の取組に対し、予算、融資等を活用した支援を実施した。

②新事業活動促進資金（財政投融資）（再掲　第2部第1章第3節2.（1）①参照)

③中小企業信用保険法の特例（再掲　第2部第1章第3節2.（1）②参照)

④商業・サービス競争力強化連携支援事業（109億円の内数)

中小企業・小規模事業者が、異分野の中小企業と連携し、産学官連携して行う新しいサービスモデルの開発等を支援する事業であり、2021年度は13件採択した。

⑤地域産業デジタル化支援事業（11億68百万円の内数)

地域未来牽引企業等とIT企業等が連携して取り組む、新事業実証（試作、顧客ヒアリング、事業性評価と改善）による地域産業のデジタル化のモデルケースの創出、地域へのモデルケースの横展開に要する経費を補助する事業であり、2021年度は62件採択した。

（4）中小企業の海外展開支援

国内での需要減少や国際競争の激化による産業構造の変化等に直面する中、中小企業が成長するためには、アジア等の新興国を始めとする成長著しい海外市場で新たな需要を獲得することが喫緊の課題となっている。このため、中小企業の本格的な海外展開に向け、資金面を含め総合的な支援策を講じていくこととしている。

①現地進出支援強化事業（12億21百万円の内数（当初)、2億円の内数（2020年度第3次補正))

中小企業の海外展開を後押しするため、（独）日本貿易振興機構による情報提供、海外展示会やオンライン商談会等を通じた販路拡大支援、商談後のフォローアップ、現地進出後の事業安定・拡大支援（プラットフォーム事業）など、段階に応じた支援を提供し、支援のオンライン化を図りながら国内外でシームレスに支援した。

② JAPANブランド育成支援等事業（8億円の内数)

中小企業等が、海外展開やそれを見据えた全国展開のために、新商品・サービスの開発・改良、ブランディングや、新規販路開拓等の取組を行う際に、経費の一部を補助する事業であり、2021年度は148件の事業を採択した。

③海外展開・事業再編資金（財政投融資)

経済の構造的変化に適応するために海外展開又は海外展開事業の再編を行うことが経営上必要な中小企業の資金繰りを支援するため、（株）日本政策金融公庫による融資を実施した。

④海外展開を担う人材育成の支援（41億46百万円の内数)

（ア）技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業)

開発途上国の産業界での活躍が期待される人材に対し、日本国内での受入研修、海外現地への専門家派遣、海外高等教育機関での寄附講座開設等の取組により、日本企業の開発途上国への海外進出を促進するものである。2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響による渡航制限下において、遠隔指導ツールも最大限に活用して事業を実施した。

（イ）技術協力活用型・新興国市場開拓事業（国際化促進インターンシップ事業）

日本企業が高度外国人材の活躍推進を通じて競争力を高める機会を提供するべく、開発途上国の人材を対象にオンライン形式でインターンシッププログラムを実施した。

⑤知的財産に関するワンストップ相談窓口「知財総合支援窓口」（再掲　第２部第１章第２節５.（６）①参照）

⑥中小企業等外国出願支援事業（再掲　第２部第１章第２節５.（６）②参照）

⑦中小企業等海外侵害対策支援事業（再掲　第２部第１章第２節５.（６）③参照）

⑧海外知的財産プロデューサーによる支援（再掲　第２部第１章第２節５.（６）④参照）

⑨新輸出大国コンソーシアム（252 億 89 百万円の内数（当初）、11 億 35 百万円の内数（2021 年度補正））

（独）日本貿易振興機構、（独）中小企業基盤整備機構、商工会議所、商工会、金融機関等の支援機関を結集するとともに、幅広い分野における 307 名の専門家を確保し、海外展開を図る中堅・中小企業に対して、事業計画の策定から販路開拓、現地での商談サポートに至るまで、総合的な支援をきめ細かに実施した。

3　技術に関する研修及び相談・助言等

（１）（独）中小企業基盤整備機構における経営相談・専門家派遣事業（（独）中小企業基盤整備機構交付金の内数）

（独）中小企業基盤整備機構では、中小企業支援の高度な専門性と知見を有する専門家等が、創業予定者や創業間もない企業、経営革新や新事業開拓を目指している中小企業、その他経営課題の解決に取り組む中小企業等に対して、経営相談及び専門家派遣等を通じて成長発展段階に応じたハンズオン支援を実施した。

（２）中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（40億 90百万円（当初）、９億 82百万円の内数（2020年度第３次補正））

新型コロナウイルスによる影響も含めた中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置した。

また、地域の支援機関では解決困難な課題に対して、それぞれの課題に対応した専門家を派遣し、その解決を支援した。

4　中小企業のものづくり基盤技術強化

（１）戦略的基盤技術高度化支援事業（再掲　第２部第１章第１節４.（２）参照）

（２）中小企業・小規模事業者人材対策事業（10億 50百万円の内数）

中小企業・小規模事業者が、その経営課題に応じ、地域内外の女性・若者・シニア等の多様な人材から、必要な人材を確保できるよう、企業の魅力発信やマッチングの促進等を実施した。

また、次世代自動車の技術等に知見を有する人材等が指導者としての汎用的なスキルを身に付けるための研修を実施し、育成した指導者を自動車製造業等の中小企業・小規模事業者の現場に派遣する「サプライヤー応援隊事業」を実施し、2021 年度は全国７か所に拠点を整備した。

（３）中小企業大学校における人材育成支援（（独）中小企業基盤整備機構交付金の内数）

中小企業の人材育成を支援するため、中小企業大学校において、中小企業等の工場長や生産現場の監理・監督者を対象に、効果的な品質管理、原価管理、工程管理のノウハウを提供する工場管理者養成コースを実施した。

（４）中小企業等経営強化法

中小企業等経営強化法に基づき策定された経営力向上計画を 2022 年２月末時点において、136,649 件を認定している。認定を受けた企業等に対しては、中小企業経営強化税制や（株）日本政策金融公庫の融資制度等の支援措置を講じている。

（５）中小企業投資促進税制

機械装置等を取得した場合に、取得価額の 30％の特別償却又は７％の税額控除（税額控除は資本金 3,000 万円超の法人を除く）ができる措置を引き続き講じた（2022 年度まで）。

（６）中小企業経営強化税制

中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、その経営力向上計画に基づき経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は 10％の税額控除（資本金 3,000 万円超の法人は７％の税額控除）ができる措置を引き続き講じた（2022 年度まで）。

第2章
ものづくり産業における労働者の確保等に関する施策
《第1節 人材確保と雇用の安定》

1 人材確保の支援

（1）ハローワークにおけるきめ細かなマッチング支援

ハローワークにおいては、分かりやすい求人票の作成に向けた助言・指導や、企業説明会・就職面接会の開催などに取り組む等のきめ細かなマッチング支援を行っている。

（2）人材確保等支援助成金による職場定着の促進等（87億13百万円）

雇用管理改善や生産性向上等により「魅力ある職場づくり」に取り組む事業主等に対して人材確保等支援助成金の支給を行った。

（3）中途採用等支援助成金による転職・再就職者の採用機会の拡大等（10億95百万円）

中途採用者の能力評価、賃金、処遇等の制度を整備した上で、中途採用者の採用を拡大させた事業主に対して中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の支給を行った。

（4）製造業における外国人材受入れ支援事業（2億23百万円）

2019年4月1日より、新たな在留資格、「特定技能」による外国人材の受入れが開始され、経済産業省の所管では、製造3分野（素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業）において、11,758名の外国人材を受け入れている（2022年2月末時点）。

本事業では、製造3分野の「特定技能」で在留する外国人材の受入れを円滑に行うため、中小企業に向けの制度説明や優良な取組を紹介するセミナーを実施するとともに、中小企業及び外国人材向けの相談窓口の設置・運営といった普及啓発や双方のマッチング支援等の受入れ支援を行った。また、製造3分野で従事する外国人材の技能水準を確認する製造分野特定技能1号評価試験について、問題を作成・翻訳し、2021年7月から2022年3月にかけて国内外で実施した。

2 景気循環に対応した雇用の維持・安定対策

（1）労働移動支援助成金による成長分野等への人材移動の実現（23億81百万円）

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対し、再就職を実現するための支援を職業紹介事業者に委託した事業主や求職活動のための休暇を与えた事業主に対して費用の一部を助成する労働移動支援助成金（再就職支援コース）の支給を行った。

また、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等の早期雇入れや当該労働者への訓練（OJTを含む。）を行った事業主に対する労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）の支給を行った。

なお、今後労働力人口の減少が見込まれる中で経済成長を図っていくためには、労働生産性を高めていくことが不可欠である。このため、事業所における生産性向上の取組を支援するため、生産性を向上させた事業所が労働移動支援助成金等労働関係助成金（一部）を利用する場合に、その助成額又は助成率の割増し等を行った。

（2）雇用調整助成金による雇用の維持・安定（6,117億30百万円）

景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用維持を図った場合に、雇用調整助成金の支給を行った。

（3）在籍型出向の活用による雇用維持への支援（580億68百万円）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により雇用維持をする場合に出向元と出向先の双方に対して助成を行う「産業雇用安定助成金」や、企業間の出向・移籍の斡旋を行う「産業雇用安定センター」によるマッチング支援体制の強化等により在籍型出向を活用した雇用維持を図る事業主に対する支援を行った。

3 労働力需給調整機能の強化

（1）求人関係情報の積極的な提供等

ハローワークインターネットサービスにおいて、全国のハローワークで受け付けた求人の情報提供を引き続き実施している。

（2）製造業の請負事業の適正化及び雇用管理改善の推進（15百万円）

製造業の請負事業の適正化及び雇用管理改善に向けて自主的な取組を促進するため、2007年6月に策定・公表した「製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む請負事業主及び発注者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づく審査基準による優良事業者の認定及び周知を行うとともに、電話相談による支援等を実施した。

4 若年者の就業支援の推進及び職業意識の啓発

（1）若年無業者等に対する職業的自立支援（地域若者サポートステーション事業）（51億 67百万円）＜厚労省、文科省＞

若年無業者等（15歳から49歳まで）の職業的自立を支援するため、地方公共団体との協働により、全国177か所の地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）を設置し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談や各種プログラムの実施など、多様な就労支援メニューを提供する「地域若者サポートステーション事業」を実施している。

2021年度の取組としては、サポステ利用者の個別ニーズに対応するため、オンラインを活用した支援を積極的に実施した。

地域若者サポートステーション事業

- 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき、**就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）を支援するため国（厚生労働省）が設置する施設。**
  ※都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。令和４年度**177か所**（全都道府県に設置）。
- **地方公共団体は、**サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、**地域の実情を踏まえた措置を実施。**

支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、**個別の支援計画を作成。**
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、**利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラム**を実施。
- **オンラインによる個別相談等も可能。**
- 高等学校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が**学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援**を実施。
- OJTとOff-JTを組み合わせた**職場体験プログラム**を実施。
  体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- **合宿形式を含めた集中訓練プログラム**を実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、**職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談**を実施。
- 必要に応じて、**地域の関係機関（福祉機関等）との連携（リファー）**。

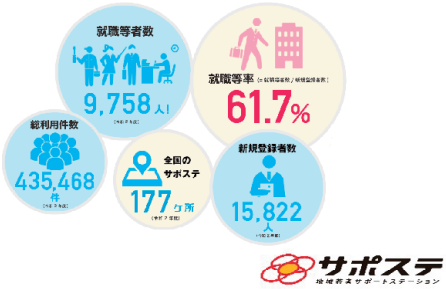

コラム　長岡地域若者サポートステーション

「サポステの提案で参加した企業の職場体験を通じて、ものづくりの仕事に就いたＡさん」

Ａさんは、工業高校３年生の時に専門学校への進学を検討していたが途中で断念し、就職活動にもうまく対応できないまま卒業。卒業後は家で過ごし、働かなければという気持ちを持ちながらもいま一歩踏み出せなかった。約３年が過ぎ、自分でもそろそろ働かなければと思い、家族から何度か勧められていた地域若者サポートステーション（サポステ）を利用することにした。

高校時代に運送会社でのアルバイト経験はあったが、具体的な働くイメージができておらず、対人関係が苦手で、すぐに就職活動を始めることには不安があった。そこで、まずは就職相談することから始め、並行してサポステのコミュニケーショントレーニングなどのプログラムに参加、徐々に集団での活動に慣れていった。

その後、面接練習など就職活動の準備を行うセミナーや、協力企業で簡単な作業を行うジョブトレーニングにも参加するようになった。また、短期の書店の棚卸しや年末の食品製造のアルバイトに就き、働く自信を付けていった。

職種について、Ａさんは工業高校機械科を卒業していたものの、サポステへの来所時には製造業を希望していなかった。理由としては、漠然としたイメージだけで高校に入学したので、高校時代に機械科の授業内容に興味が持てず、それに関連すると考えていた製造系での就職に自信がなく、難しいと感じていたためである。

順調にトレーニングに励んでいたある日、サポステ職員から協力企業である（株）サークサイバネーションでの電子制御盤の組立て作業の職場体験を提案された。Ａさんは、電子科を専門に学んでいなかったことへの不安を感じながらも、普段共にトレーニングを行っている他利用者も一緒に体験できることもあって、参加を決めた。

同社での職場体験は、中途入社の方の研修に参加する形で４日間行われるものであった。体験では基礎的な電子系の講義、半田付けや基本的な制御盤の配線、組立てを行い、電子制御盤の基本的な知識を習得することができる内容となっていた（図１）。

電子系の講義が難しく感じられた利用者もいたが、Ａさんは熱心に取り組み、その様子を見た社長から、採用し育成していきたいとの申出をいただいた。

Ａさんには迷いもあったが、サポステ職員からの後押しもあって応募を決断した。初めての本格的な面接に緊張しながらも、サポステでのトレーニングの経験もあって上手く対応できた結果、無事採用となり、本人が相談の中で希望していた「苦労してもやりがいを感じる仕事」に就くことができた。

Ａさんはまもなく正社員として５年目を迎える。最初は不安と戸惑いも大きかったが、体験時に一緒に研修を受けた先輩方からの支えもあり、働き続けることができている。特に、出張先での組立て作業など作成した制御盤が様々なところで役に立つことにやりがいを感じている。

（株）サークサイバネーションは、その後もサポステ利用者の職場体験を実施しており、Ａさんの他にも２名が採用され、継続して働いている。

図１　職場体験時のＡさん

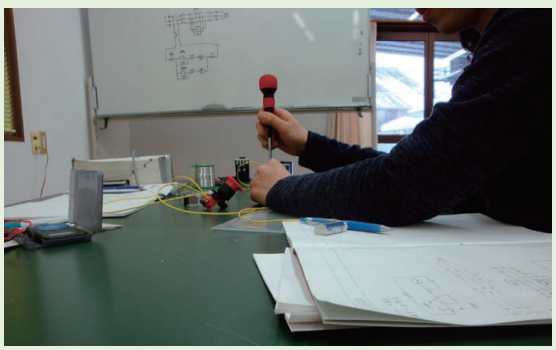

出所：長岡地域若者サポートステーション

― 付け足しコラム ―

（株）サークサイバネーションは、昭和 50 年の設立当初より、一貫して産業機械および工作機械向けの制御盤を設計･施工してきた会社である。製造業において､より生産効率の向上を求められる状況の中、ラインの設計から納品、その後のメンテナンスやカスタマイズまで一貫して対応し、若い人材の確保など常に新しい視点を取り入れている。

（２）新卒者等に対する就労支援（新卒応援ハローワーク）（100億 64百万円）

大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校などの学生・生徒や既卒者を対象に専門的支援を行う新卒応援ハローワーク（全国 56 か所）において、広域的な求人情報の提供や、就職支援セミナー・面接会を実施した。また、学生・生徒や既卒者の支援を専門に行う相談員である就職支援ナビゲーターが担当者制による個別相談、求人の紹介等就職まで一貫した支援や大学等との連携による学校への出張相談等を行った。さらに、就職後の職場定着支援等の相談窓口を設置し、就職活動から職場で活躍するまでの総合的なサポートを実施した。

（３）フリーターに対する就労支援（わかものハローワーク）（29億 56百万円）

主に正社員就職経験が乏しいフリーターを対象に、正社員就職実現を目指した専門的支援を行うわかものハローワーク（全国 22 か所）や、ハローワーク内に設置したわかもの支援コーナー及びわかもの支援窓口において、担当制によるきめ細かな職業相談・応募先企業に応じた面接指導や応募書類作成・職業相談等を行った。

5 年齢に関わりなく働ける社会の実現

（１）高齢者雇用の促進（43億 94百万円）

①高齢者の雇用・就業機会を確保する措置の促進

65 歳までの雇用を確保する制度を導入する義務及び 70 歳までの就業機会を確保する制度を導入する努力義務を定めた「高年齢者雇用安定法（昭和 46 年法律第 68 号）」に基づき、事業主に対して、ハローワークによる啓発・指導等を実施した。

② 65 歳超雇用推進助成金の活用促進

65 歳以上への定年引上げや 66 歳以上の継続雇用制度の導入等を行う事業主、高齢者の雇用管理制度の整備等を行う事業主、50 歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対して、65 歳超雇用推進助成金を支給した。

（２）高齢者等の再就職支援の促進（548億 70百万円）

60 歳以上の求職者等をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、特定求職者雇用開発助成金を支給した。

（３）地域における多様な働き手への支援（166億 67百万円）

シルバー人材センターにおける定年退職後等の高齢者への多様な就業機会の拡大・会員拡大などの取組や育児支援の分野など現役世代を支える取組を支援した。

《第2節 職業能力の開発及び向上》

1 産業構造の転換や人生100年時代を見据えた人材開発施策の推進

Society 5.0の実現に向けた経済・社会の構造改革の進展、新型コロナウイルス感染症の影響下での社会全体のデジタルトランスフォーメーションの加速化等による産業構造の転換、人生100年時代における職業人生の長期化や働き方の多様化等の変化が生じている中で、全ての方がその能力を存分に発揮する社会を実現するためには、働く方一人一人の生涯を通じた能力開発を支援していくことが不可欠である。そのためには、何歳になっても、誰にでも学び直しと新しいチャレンジの機会を確保するリカレント教育の充実や、高齢期も見据えた自律的・主体的なキャリア形成支援等を推進していく必要がある。

このため、労働者のキャリアプランの再設計や企業内のキャリアコンサルティング導入等の支援、教育訓練休暇制度の導入促進、教育訓練給付やIT理解・活用力習得のための職業訓練等のリカレント教育施策を推進するとともに、企業の実情に応じた中高年齢層向けの訓練の提供などを図っていく。

また、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）により、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）において、職業訓練に地域のニーズを適切に反映すること等により、効果的な人材育成につなげるため、関係者による都道府県単位の協議会の仕組みを設けるとともに、キャリアコンサルティングの推進に係る事業主・国等の責務規定を整備した。さらに、企業内における労働者の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しの促進に向けたガイドラインの策定について、労働政策審議会人材開発分科会において検討を進めている。

引き続き、誰もが何歳になっても、新たな活躍の機会に挑戦できるような環境の整備に向けた取組を進めていく。

2 ハロートレーニング（公的職業訓練）の推進

（1）公共職業訓練の推進

国および都道府県等は、職業能力開発促進法に基づき、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得するため、公共職業能力開発施設[注1]を設置し、①離職者訓練、②在職者訓練、③学卒者訓練を実施している[注2]。

国による職業訓練は、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）及び職業能力開発大学校・短期大学校（ポリテクカレッジ）が、都道府県による職業訓練は、各都道府県の職業能力開発校・短期大学校がそれぞれ主となって実施しており、公共職業能力開発施設では、ものづくり分野を中心として、離職者の再就職の支援や在職労働者のスキルアップ、高度な技能者の養成、学卒者に対する長期間の訓練課程の実施に取り組んでいる。このほか、都道府県から株式会社、事業主団体・特定非営利法人などの民間教育訓練機関に委託して実施する訓練では、地域のニーズをとらえた多様な職業訓練を提供している。2021年12月からは、離職者向けの職業訓練において、IT分野の資格取得を目指す訓練コースの委託費の上乗せを行い、IT分野のコース設定を推進している。

注1　2021年4月時点で、職業能力開発校（148校）、職業能力開発短期大学校（15校）、職業能力開発大学校（10校）、職業能力開発総合大学校（1校）、職業能力開発促進センター（46か所）及び障害者職業能力開発校（19校）が設置されている

注2　①離職者訓練（施設内訓練・委託訓練）：離職者を対象に、職業に必要な技能及び知識を習得させることによって再就職を容易にするための職業訓練、②在職者訓練：在職中の労働者を対象に、技術革新や産業構造の変化等に対応する高度な技能及び知識を習得させるための職業訓練、③学卒者訓練：高等学校卒業者等を対象に、職業に必要な技能及び知識を比較的長期間かけて習得させるための職業訓練

コラム

ポリテクカレッジ修了生の活躍事例・・・セキ技研（株）

セキ技研（株）（新潟県南魚沼市）は、ものづくりの「組立」「検査」「搬送」といった工程を自動化するロボット装置、自動化設備の受託開発・製造を行っている。特に「コネクタ」という電子部品を製造するための、精密かつ高速な自動機製造を得意としている。

同社の FA 事業部設計２課で働く大谷さんは、ポリテクカレッジ新潟専門課程と北陸ポリテクカレッジ応用課程の修了生であり、在学中に学んだ電気の知識や技能を活かし、自動化設備の電気回路・制御盤の設計と使用機器の設定、ソフト設計など、同社の将来を担うリーダーとして重要な業務に携わっている（図１，２）。

図１　大谷さん

出所：セキ技研（株）

大谷さんが在籍した生産ロボットシステムコースでは、実際に電気回路・制御盤などのハード設計、ラダープログラム作成などのソフト設計を行い、センサー、空気圧シリンダ、ベルトコンベアなどの機器と、産業用ロボットと人協働ロボットを組み合わせ、一つの製造ラインを製作する実習を行った。大谷さんは、「この実習の中で、工場の自動化、産業用ロボットなどの FA 事業関連の知識、電気回路やソフト設計に必要な基礎知識・技術を習得することができた。そして企業に就職するに際しては、自分の今後の進路を決める判断材料になった。」と話す。

また、製品開発のプロセスについて学習する応用課程の開発課題実習について、「専門分野が異なる各学科の学生と共同で作業するため、お互いの分野の知識・技術を理解しながら、ミーティングで作業の進捗状況を把握し、実習を進めることが必要となる。この経験により現在の業務で設計を行う際に、他の分野の知識・技術を用いてより良い設計を行うことができた。」と、ポリテクカレッジでの経験が、現在の業務に活かされていると感じている。

大谷さんの上司である、同社 FA 事業部副部長の水野さんは、「大谷さんには、自動機の電気制御系の設計業務を担ってもらっている。北陸ポリテクカレッジの生産ロボットシステムコースで、我が社のような自動機製造業での具体的な実務をイメージできる実習を通じて、ものづくりの難しさや顧客ニーズとの向き合い方を身につけてきたようで、入社後想定を超えるスピードでチームになじみ活躍してもらっており、当社に欠かせない優秀な人材です。」と話す。

図２　作業する大谷さん

出所：セキ技研（株）

（2）求職者支援制度の推進

非正規雇用の労働者など雇用保険を受給できない求職者に対するセーフティネットとして、無料の職業訓練の受講機会を提供し、一定の要件を満たす場合には職業訓練（求職者支援訓練）を受けることを容易にするための給付金を支給するなどして、その早期就職を支援する「求職者支援制度」を2011年10月から実施している。

求職者支援訓練には多くの職種に共通する基本的能力（例:パソコン操作能力など）を習得するための「基礎コース」及び特定の職種（例：介護福祉など）の職務に必要な実践的能力を基本的能力から一括して習得するための「実践コース」がある。

さらに、2021年10月からは、育児や就業等の事情により決まった日時に訓練を受講することが難しい求職者の訓練受講が可能となるよう、求職者の希望に応じた日時に受講が可能な「eラーニングコース」を実践コースに設けている。また、同年12月からは、民間訓練機関による訓練において、IT分野の資格取得を目指す訓練コース、奨励金の上乗せにより、IT分野のコース設定を推進している。

（3）生産性向上人材育成支援センターの取組

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が全国87ヶ所に設置する生産性向上人材育成支援センターでは、中小企業等の労働生産性向上に向けた人材育成を支援することを目的として、民間機関等を活用した生産性向上支援訓練を実施している。

生産性向上支援訓練では、生産管理、IoT・クラウドの活用、組織マネジメント、マーケティング、データ活用など、あらゆる産業分野の生産性向上に効果的なカリキュラムを準備するほか、企業の個別の課題に合わせオーダーメイド型の訓練を提供している。IT技術の進展に対応するため、2021年度からはネットワークやデータ処理等のIT利活用による業務改善に関するコースを実施している。

コラム　生産性向上支援訓練利用者の声・・・岡安ゴム（株）

【利用事業主の概要】

岡安ゴム（株）（滋賀県草津市）

・事業内容　　：ゴム製品製造業
・利用コース名：①「企業内でIT活用を推進するために必要なマネジメト」
　　②「企業内でIT活用を推進するために必要な技術理解」
・利用時期　　：2021年8月
・受講者数　　：① 20名　② 20名

【利用事業主の声】

当社は生産性向上や品質改善に日々取り組んでおり、インジェクション（射出）成型における金型投資の低減や長尺幅広スポンジゴムなど、他社にはない新技術に挑んでいる。

一方で全社的にITリテラシーが低く、社員間にレベルの開きがあることが課題であったため、生産性向上支援訓練を利用することとした。

訓練受講は従業員のITスキルのレベルを統一する良いきっかけになった。今後は社内のITインフラを整備し、「生産管理システム」や「品質保証システム」などによる業務のペーパーレス化を考えている。今回学んだことを活用して業務の生産性を向上させるために、ITで何ができるのか、いかにIT化していくのかを従業員が自ら考えられるようになることを期待している。

【訓練受講者の声】

グループディスカッション等で、AIやIoTなどの新技術を活用するシミュレーションができたり、契約や知的財産権に関する法規、個人情報に関係する法律に関する内容の講義もあったりと、とても実用性がある講習だった（図1）。

現在従事している出荷時のピッキング作業では、品物違いや数量違いを防ぐことが課題であるが、デジタルサイネージやバーコードシステムの活用によって、品物違いを防ぐことができると感じた。また、作業者の人的ミスによる数量違いを防ぐ工夫により、顧客満足度の向上につながるほか、出荷記録もデータ管理することでさらなる生産性向上が期待できると考えている。

このような講習で得られた気付きを、今後、当社の生産性向上につなげていきたい。

図１　訓練受講風景（本社で開催しているグループワークに営業所からオンラインで参加）

出所：岡安ゴム（株）

（４）職業訓練の質の向上

民間教育訓練機関の提供する職業訓練サービスの質の確保・向上を図るため、厚生労働省では、2011 年 12 月に「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」を策定し、PDCA サイクルを活用することによる職業訓練サービスの質の向上の取組を進めている。2014 年度よりガイドライン研修を実施しており、公的職業訓練のうち委託訓練の契約及び求職者支援訓練の認定に当たっては、ガイドライン研修の受講を要件化している（2020 年度末までは経過措置期間）。

また、職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定の制度については、2016 年度及び 2017 年度の試行実施を経て、2018 年度より本格実施している。2018 年度から 2020 年度までに、43 事業所が適合事業所として認定された。

（５）中小企業等担い手育成支援事業（１億16百万円）

中小企業においては、一定のスキルを有する技能人材の獲得が困難な上、人材の育成に取り組むだけの人的余裕やノウハウが不足しているため、人材の確保・育成に課題を抱えているが、今後の人口減少を考慮すると、こうした状況が進行する恐れがあるため、その対応が喫緊の課題となっている。

このため、業界団体が主体となって、中小企業等において、正社員経験が少ない労働者に対し、技能修得のための訓練（３年以内の雇用型訓練）の実施を支援することにより、実務経験や公的資格を身につけた人材の育成・確保を促進し、さらに、この雇用型訓練を受けた者が、訓練を修了するなど一定の要件に該当する場合には、訓練時間に応じて、OFF-JT 及び OJT の賃金助成を行う事業を実施した。

（６）就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業の実施（27億５百万円）

就職氷河期世代の方への支援として、2020 年度から「短期資格等習得コース事業」を実施した。具体的には、国からこの事業の委託を受けた、IT、運輸、建設、農業といった人材ニーズの高い 11 の業界団体等が、１か月から３か月程度の短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得支援と、職場見学・職場体験やハローワーク等と連携した就職支援等とを組み合わせた出口一体型の職業訓練を行った。さらに、同事業では、求職中の非正規雇用労働者の方が働きながら受講しやすい夜間や土日、eラーニング等の訓練を提供した。

3　事業主が行う職業能力開発の推進

（１）事業主に対する助成金の支給

①人材開発支援助成金の活用促進（358億73百万円（当初）、215億68百万円（2021年度補正））＜厚労省、経産省＞

企業内における労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施した事業主に対して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成している。同助成金によるものづくり人材の育成については、製造業、建設業などの事業所が、厚生労働大臣の認定を受けた OFF-JT と OJT を組み合わせた訓練を実施する場合には、同助成金の中で最も高い助成率により助成することで支援を行った。

また、経済産業省と連携し、中小企業等の生産性向上のため、認定事業分野別経営力向上推進機関が事業分野別経営力向上推進業務として行う、事業分野別指針に定められた事項に関する研修を実施した場合を、当該助成金制度の対象としている。

コラム

新人社員が挑むトップクラスの造船技術の伝承・・・旭洋造船（株）

旭洋造船（株）は、山口県下関市長府港町に位置し、一般貨物船からタンカーまでを製造する企業である（図１）。豊富な技術力で同規模他社には例を見ない建造実績を誇っている。取引先は国内にとどまらず、世界 15 カ国に広がり、技術力では、（公社）日本船舶海洋工学会主催の「シップ･オブ･ザ･イヤー」の受賞実績が示すように、高い開発力を持ち合わせている。

また、同社の三井専務取締役が、ものづくり日本大賞の「ものづくりの現場を支える高度な技能」部門において、「風圧抵抗の少ない球状船首の輸送船を開発設計し、環境負荷の大幅な低減に寄与したこと」を高く評価されて、内閣総理大臣賞を受賞するなど、同社の実力は広く認められている（図２，３）。

このような高い技術力を誇る同社は、人材育成について、「熟練造船技術者世代が高齢化している今、造船業の当社としては、人材確保と若手育成が急務であり、将来を担う若手を中心に積極的な社外講習受講による人材育成を推進する。」との基本方針を掲げる。

近年は特に高校卒業者を採用して、人材開発支援助成金を活用して行われる「熟練技能育成・承継訓練」を受講させることにより、高度な造船技術の伝承に努めている。

受講先である、「大分地域造船技術センター新人研修」には毎回新入社員を参加させ、今年で 16 回目を迎えた。この研修は、次世代を担う造船関連の新人が集い、学び、世界のトップクラスとなる日本の造船技術を継承することを目的としている。特に実習にはウェイトをおき、溶接やクレーン操作など造船に必要な専門的な知識や技能を習得し、造船現場に携わる者にとって必須となる各種免許や資格を集中的に取得できる。

「今年は９名が３か月の合同研修を共に受講し、まだ幼さが残っていた新入社員たちが、自信をつけた大人の顔になって戻って来てくれた。きっと即戦力となって活躍する人材になってくれると思う。」と中本総務部次長は笑顔で語る（図４）。

また、これからの採用は、工業高校だけではなく、一般高校の卒業生も視野に入れ、「海が好き、船に興味がある」という若者たちと一緒に、世界トップクラスの技術力でさらなる高みを目指していくとしている。同社の「ものづくりへの継承」は続いていく。

図１　工場全景

出所：旭洋造船（株）

図２　ドックで建造の船

出所：旭洋造船（株）

図３　造船作業

出所：旭洋造船（株）

図４　研修終了の様子

出所：旭洋造船（株）

（２）認定職業訓練に対する支援（10億 61百万円）

事業主や事業主団体などが行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備などについて厚生労働省令で定める基準に適合して行われているものは、申請により訓練基準に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。この認定を受けた職業訓練を、認定職業訓練という。

中小企業主などが認定職業訓練を行い、国や都道府県が定める補助要件を満たす場合に、国及び都道府県からその訓練経費などの一部について補助を行った。

コラム

畳の将来を担う職人の育成・・・福岡畳高等職業訓練校

福岡畳高等職業訓練校は、1972 年に後継者育成と技能振興を目的として、福岡市周辺の畳業者有志により設立された。これまでに 400 人以上が卒業し、卒業生は、県内外で活躍している。

畳業界は、近年の住環境の変化に伴い、大きな曲がり角を迎えている。畳業者数は以前に比べ半減した。こうした状況下ではあるが、同校は後継者育成と資格取得を目指しつつ、かつ「畳文化」を大事に守りながら、「誠実・勤労・努力・礼儀・和」の校訓を掲げて運営をしている。

訓練は、在職者を対象に３年間、週１日の授業により行われている。現在は、畳製作のほとんどが機械化されている中、実技の授業では、基礎を学ぶためにあえて手縫いを主体に学習している。また、い草の生産地研修、製畳機の展示会見学、他の専門訓練校との交流なども行い、夏休みには小学生を対象とした「お仕事体験学習」を開催して、畳の魅力を発信する活動を行っている（図１，２）。

今年は、１年生２名、２年生５名、３年生３名の計 10 名の訓練生が、畳業界の担い手となるべく、訓練に励んでいる。

図１　実習風景

出所：福岡畳高等職業訓練校

図２　平刺し縫い（手縫い）

出所：福岡畳高等職業訓練校

（３）キャリアコンサルティングの普及促進

キャリアコンサルティングを行う専門職として、2016 年４月に「キャリアコンサルタント」が国家資格化された。５年ごとの更新講習の受講の義務や、守秘義務、信用失墜行為の禁止等の規定も設けられたことにより、知識・技能の質の担保が図られている。キャリアコンサルタントは、キャリア支援の社会インフラとして、活動の機会が広がっており、その登録者数は、2022 年１月末現在、６万１千人に上っている。キャリアコンサルタントに係る試験としては、厚生労働大臣の登録を受けた試験機関が行うキャリアコンサルタント試験のほか、技能検定制度の下、キャリアコンサルティング職種の技能検定（１級、２級）が実施されている。

また、労働者のキャリア形成を支援するため、年齢、就業年数、役職等の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組みである「セルフ・キャリアドック」を企業に広めることを目的に、キャリア形成サポートセンターによる周知や勧奨、相談・研修等の実施を通じて、企業における「セルフ・キャリアドック」の導入及び取組定着の支援を行った。

キャリアコンサルティング・キャリアコンサルタントの概要

キャリアコンサルティングについて

○　労働者の職業の選択、職業生活設計、職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと（職業能力開発促進法第２条第５項）

【一般的な流れ】

本人の希望・能力と課題の明確化 ⇒ 長期的なキャリアプランと当面の目標の設定 ⇒ 「職業能力開発」など具体的な行動の実行 ⇒ 新たな職業又はキャリアアップへ

キャリアコンサルタントについて

○　キャリアコンサルタントは、本人の興味・適性の明確化や職業生活の振り返り（どんな能力があって、何が課題なのかの確認）を通じて職業生活設計を支援し、職業選択や能力開発の自信・意欲の向上、自己決定を促す支援（キャリアコンサルティング）を行う者。

※第189回通常国会で成立した勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）による職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の一部改正により、平成28年４月１日より「キャリアコンサルタント」を名称独占の国家資格化。

○　キャリアコンサルタントは、５年ごとの更新制とすることで、最新の労働市場等に関する知識やキャリアコンサルティングに関する技能が確保され、また、守秘義務等を課すことで、個人情報や相談内容の秘密が守られ、労働者等にとって安心して相談を行うことが可能。

≪各領域におけるキャリアコンサルタントの活動内容・役割≫

【企業】
◇　被用者の目指すべき職業生活・職業生活設計の明確化
◇　上記を通じた就労意欲・能力開発の意欲の向上や「気づき」の機会の提供（リテンション・エンゲージメント機能）

【ハローワークなど労働力需給調整機関】
◇　求職者の職業選択の方向性・職業生活設計の明確化
◇　上記を通じた就職活動の支援又は職業訓練機関への橋渡し

【教育機関】
◇　学生の職業選択・職業生活設計・学びの方向性の明確化
◇　上記を通じた円滑な就職活動の支援

【内部労働市場での対応】　【外部労働市場での対応】

4　労働者の主体的な職業能力開発のための環境整備

（１）教育訓練給付制度（299億 35百万円）＜厚労省、文科省、経産省＞

労働者が主体的に職業能力開発に取り組むことを支援し、ひいては雇用の安定及び就職の促進を図るため、労働者が自ら費用を負担して厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し修了した場合に、労働者が負担した費用の一定割合を支給している。対象となる教育訓練として、一般教育訓練 11,378 講座、特定一般教育訓練 557 講座、専門実践教育訓練 2,627 講座（いずれも 2022 年４月１日時点）を指定している。

（２）ジョブ・カード制度の推進＜厚労省、文科省、経産省＞

ジョブ・カード制度は、2008 年に創設され、2015 年には、職業能力開発促進法において、職務経歴等記録書として位置づけられた。個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進するため「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を持つツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、個人のキャリア形成や多様な人材の円滑な就職促進に役立てられている（2021 年３月末現在のジョブ・カードの作成者数は、累積で約 277 万人）。

ジョブ・カード制度について

○　個人が生涯活用するキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとして普及を促進。

目　的

○ **個人の状況に応じた職業能力開発、多様な人材の必要な分野への円滑な就職の支援等のため、生涯を通して活用**

◆　生涯を通じたキャリア・プランニングのツール

○ 個人が履歴、職業経験の棚卸し、職業生活設計等の情報を蓄積の上、キャリアコンサルティングを受けつつ ジョブ・カードを作成。

○ 職業生活の様々な場面・局面における活用。

キャリア教育　就職活動　職場定着
キャリア形成　キャリアチェンジ　転職
職業訓練　キャリアプラン再設計　セカンドキャリア

◆　職業能力証明のツール

○ 免許・資格、学習・訓練歴、雇用型訓練、公的職業訓練をはじめとする訓練の評価、職務経験、仕事ぶりの評価の情報を蓄積し、応募書類等として活用

様式の構成

○ 厚生労働大臣が「職務経歴等記録書」(ジョブ・カード)の様式を定めている（職業能力開発促進法第15条の4第1項 ）。
○ 個人が、各様式に記入（必要に応じてキャリアコンサルティング等の支援）、場面に応じて活用。

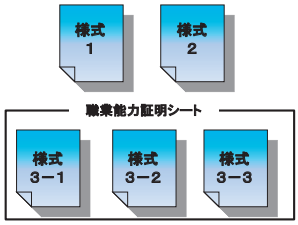

・様式1　キャリア・プランシート
・様式2　職務経歴シート
・様式3－1　免許・資格シート
・様式3－2　学習・訓練歴シート
・様式3－3　訓練成果・実務成果シート

周知・広報

○ジョブ・カード制度総合サイト
・ジョブ・カードの各様式やその記入例を提供。
・ジョブ・カード作成支援、履歴書・職務経歴書が作成できる「ジョブ・カード作成支援ソフトウェア（WEB版含む）」等を提供。

○キャリア形成サポートセンターHP
・企業や学校におけるジョブ・カードの活用事例を紹介。
・セミナー、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、利用者の声等をSNSにより情報発信。

○パンフレット・動画
・ジョブ・カードの作成方法を説明する活用ガイドを配布。
・求職者・在職者、事業主、学生など幅広い層へジョブ・カードの活用を簡単に紹介する動画を配信。

5　外国人材の育成

（1）技能評価システム移転促進事業（96百万円）

開発途上国（インドネシア、カンボジア、ベトナム）に対し、我が国がこれまで国及び民間の双方において培ってきた技能評価システムのノウハウの移転を進めた。

具体的には、機械加工職種、電気機器組立て職種、機械検査職種、機械・プラント製図職種に係る技能検定に必要な試験基準の作成や試験の採点に関する研修、技能評価トライアルなどの実施（新型コロナウイルス感染症による影響に伴い、オンラインで実施）により、日本式の技能検定に関するノウハウを移転した。また、2021 年度から技能競技大会実施に係るノウハウを移転するため、プラスチック金型職種及び情報ネットワーク施工職種のセミナーを実施した。

さらに、我が国及び現地国政府機関、企業等で構成する官民合同委員会を開催し、事業の実施状況の確認、今後の取組等について議論し、事業の継続的な改善を図った。

（2）JICA事業への協力等政府間の技術協力

外務省及び（独）国際協力機構（JICA）と連携し、開発途上国の人づくりを支援するため、我が国の経済社会の発展を支えてきた人材養成に係るノウハウを活用し、開発途上国における職業能力開発関係施設の整備・運営等に関する助言、職業能力開発分野の専門家の派遣、職業能力開発分野の研修員の受入れに対する協力等を行った。

（3）外国人技能実習制度

外国人技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転を通じた国際協力の推進を目的に、1993 年に創設されたものである。2017 年 11 月1日に、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、管理監督体制の強化や制度の拡充などを内容とする外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）が全面施行された。同法に基づいて設立された外国人技能実習機構では、制度の適正な実施及び技能実習生の保護のため、監理団体及び実習実施者に対する指導等や技能実習生に対する母国語相談等の支援を実施している。

《第3節 ものづくりに関する能力の適正な評価、労働条件の確保・改善》

1 職業能力評価制度の整備

（1）技能検定制度の運用（33億91百万円）

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を一定の基準に基づき検定し公証する国家検定制度であり、ものづくり労働者を始めとする労働者の技能習得意欲を増進させるとともに、労働者の社会的地位の向上などに重要な役割を果たしている。

技能検定試験は、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定める職種ごとに等級に区分（一部職種を除く。）して、実技試験と学科試験により実施しており、合格者は「技能士」と称することができる。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により前期試験は中止されたものの、全国で約71.6万人の受検申請があり、約29.9万人が合格している。

1959年度の制度開始からの累計では、延べ約764万人が技能士となっている。

技能検定の職種は、2021年8月に眼鏡作製職種を新設（2021年8月施行）したほか、2022年3月に電気機器組立て職種のシーケンス制御作業を職種として独立させ新設（2023年4月施行）し、2022年4月1日現在、130職種となっている。

また、2017年9月から、ものづくり分野の技能検定の2級又は3級の実技試験を受検する35歳未満の者に対して、最大9,000円を支援するとともに、2018年4月からは、エントリーレベルの3級の受検資格をさらに緩和したところであり、今後とも、技能検定の受検勧奨などを通じた普及拡大を図っていくことにより技能習得に取り組む若年者が増えることが期待されている。

技能検定制度の概要

1. 概要

○ 技能検定制度は、**労働者の有する技能の程度を検定**し、これを**公証する国家検定**制度であり、**労働者の技能と地位の向上を図ることを目的**に、職業能力開発促進法に基づき昭和34年から実施。
○ **ものづくり分野を中心**に、技能のウエイトが高く、全国的に需要を有する分野を対象に、**国が主体**となり全国、業種・職種共通の基準の下で制度を構築・運営。

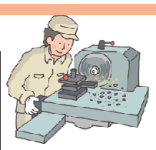
機械加工職種

2. 実施内容

○ 厚生労働大臣が厚生労働省令で定める職種ごとに、厚生労働省令で定める等級（特級、1～3級など）に区分して、**レベルに応じた技能・知識の程度**を、実技試験及び学科試験により客観的に評価。令和4年4月1日現在、**130職種**（うち**建設・製造業関係**は造園、さく井、金属溶解、機械加工など**99職種**。ファイナンシャル・プランニングなどサービス業関係は31職種）。
○ 技能検定に合格した者は、「技能士」と称することができる（いわゆる**名称独占資格**）。
○ 都道府県が実施する方式（現在110職種）に加え、平成13年に、厚生労働大臣が一定の要件を満たすものとして指定する民間団体が実施する指定試験機関方式（現在20職種）を導入。

建築大工職種

3. 実施状況

○ 令和2年度は全国で約71.6万人の受検申請があり、約29.9万人が合格。（累計では延べ約764万人が「技能士」）
○ 令和2年度の受検申請者数が多い職種は、ファイナンシャル・プランニングの約43.5万人（対前年度比8.4%減）、機械保全の約2.6万人（同33%減）、とび約1.6万人（同11%減）。

ウェブデザイン職種

○ 受検申請者数の推移（過去6年）

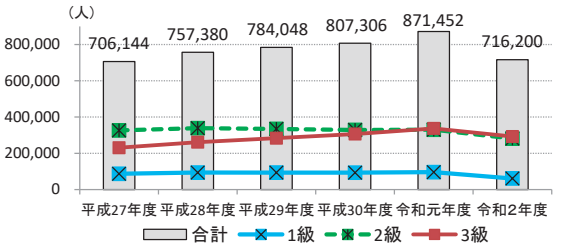

＊都道府県実施方式分・指定試験機関方式分を合わせた全数

○ 職種数の推移

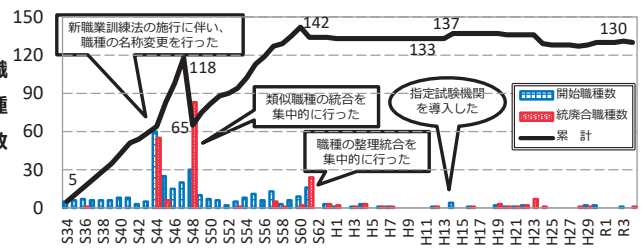

（２）職業能力評価基準

職業能力評価基準は、職業能力を客観的に評価する能力評価のいわば「ものさし」となるよう、業界団体との連携の下、詳細な企業調査による職務分析に基づき、仕事をこなすために必要な職業能力や知識に関し、担当者から組織や部門の責任者に必要とされる能力水準までレベルごとに整理し、体系化したものである。業種横断的な経理・人事等の事務系９職種のほか、電気機械器具製造業、自動車製造業、金属プレス加工業等製造業・建設業を含む業種別（2022 年４月現在 56 業種）に策定している。

（３）社内検定認定制度の推進

社内検定認定制度は、職業能力の開発及び向上並びに労働者の経済的社会的地位の向上に資するため、事業主等が、その事業に関連する職種について雇用する労働者の有する職業能力の程度を検定する制度である。同制度では、技能振興上奨励すべき一定の基準を満たすものを厚生労働大臣が認定することとされており、2022 年４月１日時点、43 事業主等 112 職種が認定されている。

社内検定認定制度

○　社内検定認定制度は、**事業主又は事業主団体等が、その雇用する労働者等の技能と地位の向上に資することを目的**に、労働者が有する職業に必要な知識及び技能について、その程度を自ら検定する事業（すなわち社内検定）のうち、一定の基準に適合し、技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定するもの。

○　認定を受けた社内検定は、**「厚生労働省認定」の表示をすることができる**。
○　厚生労働大臣は、認定した社内検定の名称、対象職種の名称、事業主の名称・所在地を厚生労働省のホームページにて公示する。

○　認定により、社内の技能評価に客観性と公正性が担保され、労働者に技能向上及び自己啓発の目標を与えることができる。
○　社内検定の構築により、社内の職業能力が整理・「見える化」され、経営戦略の再構築の促進や「ブランド化」による企業価値向上のほか、職業能力の向上についてモチベーションが高まる。
○　社内検定の合格について、昇級・昇格の一要素としたり、諸手当を付与するなど、人事制度での活用が見込める。

〔 認定の基準 〕

○　検定が、直接営利を目的とするものでないこと。
○　検定を実施する者が、検定の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
○　検定の公正な運営のための組織が確立されており、かつ、検定に当たる者の選任の方法が適切かつ公正であること。
○　検定が、職業に必要な労働者の技能及び知識の評価に係わる客観的かつ公正な基準に基づくものであること。
○　技能振興上奨励すべきものであること。
○　検定が、労働者の有する職業能力に対する社会的評価の向上に資すると認められるものであること。
○　検定が、技能検定を補完するものであること（等級区分の複数設定等）。
○　検定が、学科試験及び実技試験で行われるものであること。
○　原則として、検定がいずれの対象職種についても毎年１回以上実施されること。
○　検定の実施計画を定めていること（社内検定実施規程に検定実施のための職員、会場、設備の確保などを規定）。
○　検定の基準及び検定の実施の方法について、定期的に点検を行うこと。
○　検定の合格者に付す称号が適切であること。
○　検定の実施主体に暴力団員が関与していないこと。

〔 認定申請手続の流れ 〕

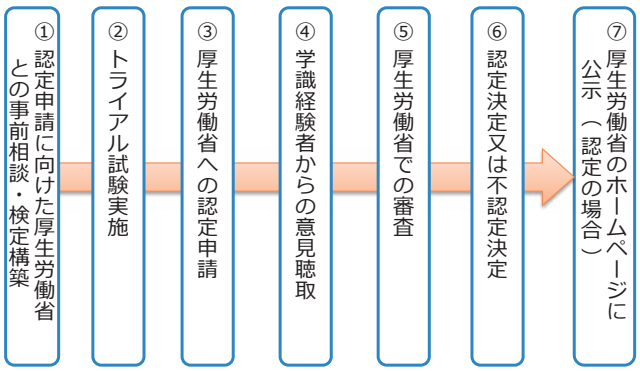

2 「ものづくり立国」の推進

（１）各種技能競技大会等の実施

①各種技能競技大会等の推進（12億５百万円）

（ア）技能五輪国際大会

青年技能者（原則 22 歳以下）を対象に、技能競技を通じ、参加国・地域の職業訓練の振興及び技能水準の向上を図るとともに、国際交流と親善を目的として開催される大会である。1950 年に第１回大会が開催され、1973 年から原則２年に１回開催されており、我が国は 1962 年の第 11 回大会から参加している。

直近では、2019 年８月にロシア連邦・カザンで第 45 回技能五輪国際大会が開催された。日本選手は、42 職種の競技に参加した結果、「情報ネットワーク施工」、「産業機械組立て」の２職種で金メダルを獲得したほか、銀メダル３個、銅メダル６個、敢闘賞 17 個の成績を収めた。次回の第 46 回大会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により１年延期され、2022 年秋に中国・上海での開催を予定している。

（イ）技能五輪全国大会

国内の青年技能者（原則 23 歳以下）を対象に技能競技を通じ、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能の重要性、必要性をアピールすることにより、技能尊重気運の醸成を図ることを目的として実施する大会である。1963 年から毎年実施している。

直近では、2021 年 12 月に東京都の東京ビッグサイトを主会場として第 59 回技能五輪全国大会を新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から来場を選手・関係者のみとして開催し、全 42 職種の競技に全国から 1,028 人の選手が参加した。

コラム　第 59 回技能五輪全国大会出場者の声

建築大工職種　金賞　関根　祥智選手（職業能力開発短期大学校　東京建築カレッジ）

建築大工職種では、課題図に示された複雑な形状の木造小屋組の一部を製作し、その技術・技能やでき栄えを競う。第 59 回技能五輪全国大会で金賞を受賞した関根選手に、お話を伺った（図１）。

【大会に出場したきっかけ】

これから大工として働いていく中で、自分をアピールできる強みや他の人には負けない何かが欲しかったため。その中で「やっぱり大工は腕だろ」と思い、技術を学び、腕を磨いていこうと思った。

【本大会に向け苦労したこと】

左右対称の多面体小屋組という課題があった。利き手の関係でどちらかの部材は作業しづらいこともあり、墨付けや加工で苦労した。同じ部材を二つ製作する難しさを知ることができた。

かんながけでは、一面を通して削るのが一般的だが、棟木（屋根の一番高い位置に取り付ける部材）の屋根勾配が途中で変わるので通して削ることができず、その部分のために道具を買ったり、上手く仕上げるため、試行錯誤して繰り返し練習をしたりと、とても苦労した。

【大会に出場した感想】

２回目の出場ということもあり、全国大会の雰囲気や作業時間外に、何をするべきか等が分かっていたので、とても優位に作業を進めることができた。

今大会が最後と決め、自分の甘さを消し、更に追い込んで、金メダルを意識した練習を日々重ねていき、のこぎりの引き方やかんなでの削り作業などの基礎に特に力を入れて練習していたので、本番では持てる力を全て出しきれたと思う。

【大会で得た経験をどのように活かしていきたいか】

建築カレッジの後輩達に伝え、技能五輪出場選手を増やして盛り上げていきたい。

仕事において、この課題のように全ての工程を一度に行う機会はなかなかないが、図面を書く作業やかんな削りなど、一つ一つの工程は仕事で使うことがあるので、そんな場面では、人一倍力を発揮したい。

【これから大会を目指す方々へのメッセージ】

「全国から選りすぐりの選手達が集まり技を競い合う。」こんな経験ができるのが、技能五輪だと思う。23 歳以下という厳しい制限があるので、「出場したかったけど、年齢制限で出場出来なかった」という話を聞くことがある。後悔のないよう少しでも興味も持ったら、絶対に出場した方が良いと強く思う。

図１　建築大工職種の課題に取り組む関根選手

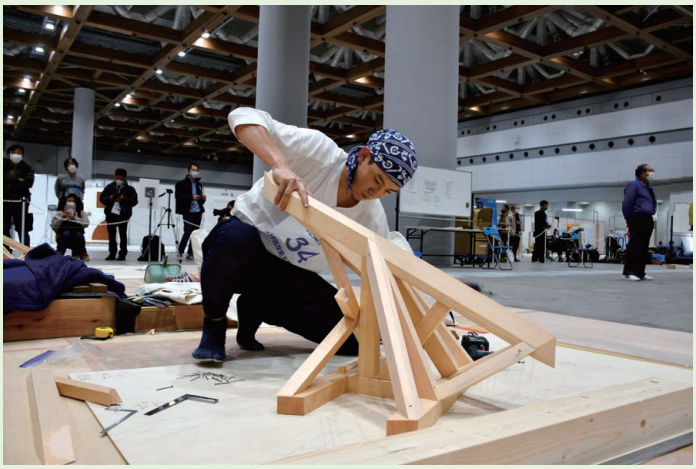

出所：職業能力開発短期大学校　東京建築カレッジ

（ウ）全国障害者技能競技大会（アビリンピック）[注3]

障害のある方々が日頃職場などで培った技能を競う大会であり、障害者の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障害者に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催している。

全国アビリンピックは、1972年からおおむね4年に1度開催される国際アビリンピックの開催年を除き毎年開催されている。

直近では、2021年12月に、東京都及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の共催により第41回大会が開催された。370名の選手が参加して、「家具」、「義肢」、「歯科技工」などのものづくり技能を含む25の種目について競技が行われた。

コラム　全国障害者技能競技大会（アビリンピック）の開催

2021年度は、12月17日から20日までの4日間にわたり、東京都江東区において、第41回全国障害者技能競技大会が開催された。

25種目の競技に加え、障害者雇用に関する新たな職域を紹介する職種として、「クラフトテープかごバッグ制作」、「OA機器等メンテナンス」の2職種による技能デモンストレーションが実施され、個人やチームによる技能が披露された（図1，2）。

競技当日は、新型コロナウイルス感染症対策として、入場者は選手・関係者などに限定されたが、熱戦の様子は専用Webサイトでライブ配信され、多くの方々が観戦するなど、例年と変わらない盛り上がりを見せた。

図1　電子機器組立種目競技風景

出所：第41回アビリンピック競技大会

図2　OA機器等メンテナンス実施風景

出所：第41回アビリンピック競技大会

（エ）国際アビリンピック

障害のある人々が職業技能を競い合うことにより、障害者の職業的自立の意識を喚起するとともに、事業主や社会一般の理解と認識を深め、さらに国際親善を図ることを目的として開催されている。第1回大会が国連で定めた「国際障害年」である1981年に日本・東京で開催されて以来、おおむね4年に1度開催されており、直近では第9回大会が2016年3月にフランス・ボルドーで開催された。

（オ）若年者ものづくり競技大会

職業能力開発施設、工業高等学校などにおいて技能を習得中の若年者（原則20歳以下）で、企業などに就職していない者を対象に、技能競技を通じ、こうした若年者に目標を与え、技能向上及び就業促進を図り、併せて若年技能者の裾野の拡大を図ることを目的として実施する大会である。2005年からほぼ毎年実施しているが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中止となった。

直近では、2021年8月に、愛媛県の愛媛国際貿易センター（アイテムえひめ）を主会場として第15回若年者ものづくり競技大会を開催し、全15職種の競技に全国から330人の選手が参加した。

注3「アビリンピック」（ABILYMPICS）は、「アビリティ」（ABILITY・能力）と「オリンピック」（OLYMPICS）を合わせた造語。

コラム

第 16 回若年者ものづくり競技大会出場者の声

電気工事職種　銀賞　佐藤　伶　選手（愛媛県立今治工業高等学校）

電気工事は、電気を生活の隅々まで送り届け、様々な電気設備を安全に使用できるようにする技能であり、競技では、電気配線を正確に美しく施工する技能を競う。第 16 回若年者ものづくり競技大会で銀賞を受賞した佐藤選手に、お話を伺った（図１）。

【大会に出場したきっかけ】

部活動で電気工事の技術を磨いている中、過去に先輩が全国大会に出場したことを知り、私も出場し、自分の技術がどのぐらい通用するのか試したいと思ったのがきっかけだった。

【本大会に向け苦労したこと】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、練習時間の制限があり、思うように練習することができなかったこと。また、６月末まで別の大会の「高校生ものづくりコンテスト」に取り組んでいたため、課題内容が大きく変わり、作業工程が増えたことで、今までより作業スピード、作業効率を上げることに一番苦労した。

【大会に出場した感想】

今回、初めて全国大会に出場したため、場の雰囲気に呑まれそうになり、スタート直前は、とても緊張したことを今でも鮮明に覚えている。しかし、作業が始まると同時に緊張が薄れ、途中からは場の雰囲気を楽しみながら作業でき、今までの作品の中で、一番納得のいく完成度となった。

【大会で得た経験をどのように活かしていきたいか】

大会へ出場した経験を、今後出場する後輩たちに伝えていきたいと思っている。

また、卒業後は電気関係の仕事に就くので、大会を通じて培った知識や技術を最大限に発揮していきたい。将来は、技能五輪に出場できるよう、向上心を持ち続け、更なるレベルアップに努めていきたい。

【これから若年者ものづくり競技大会を目指す方々へのメッセージ】

若年者ものづくり競技大会は、自分が努力してきたことを全力で試せる場所であり、自分を成長させてくれる最高の場所だと思うので、みなさんもぜひチャレンジしてもらいたい。

図１　電気工事職種の課題に取り組む佐藤選手

出所：愛媛県立今治工業高等学校

（カ）技能グランプリ

特に優れた技能を有する１級技能士などを対象に、技能競技を通じ、技能の一層の向上を図るとともに、その熟練した技能を広く国民に披露することにより、その地位の向上と技能尊重気運の醸成を図ることを目的として実施する大会である。1981 年度から実施しており、2002 年度からは原則２年に１度開催している。直近では、2021 年２月に、愛知県の愛知県国際展示場を主会場として第 31 回技能グランプリを開催し、全 28 職種の競技に全国から 344 人の選手が参

加した。次回大会は2023年度の開催を予定している。

②卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度

広く社会一般に技能尊重の気運を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年が、その適性に応じて誇りと希望を持って技能労働者となってその職業に精進する気運を高めることを目的として、卓越した技能者（現代の名工）を表彰している。被表彰者は、次の全ての要件を満たす者のうちから厚生労働大臣が技能者表彰審査委員の意見を聴いて決定している。

＜要件＞

ア．極めて優れた技能を有する者

イ．現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者

ウ．就業を通じて後進技能者の育成に寄与するとともに、技能を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者

エ．他の技能者の模範と認められる者

卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度

趣旨

卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって**技能者の地位**及び**技能水準の向上**を図るとともに、青少年がその適性に応じ、誇りと希望を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的としている。

被表彰者の決定

被表彰者は、次の各号の全ての要件を充たす者であって、**都道府県知事**、**全国的な事業主団体等**、**個人（満20歳以上の者に限る）**のいずれかの推薦を受けた者のうちから、厚生労働大臣が技能者表彰審査委員の意見を聴いて決定する。

①きわめてすぐれた技能を有する者
②現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者
③技能を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者
④他の技能者の模範と認められる者

表彰

表彰は、厚生労働大臣が**毎年1回**、概ね150名の被表彰者に表彰状、卓越技能章（盾及び徽章）及び褒賞金（10万円）を授与している。

令和3年度の受賞者は、鍛冶工、研磨盤工、打抜プレス工、産業用機械組立工、民生用電子・電気機械器具組立工・修理工、自動車整備工などの工業系技能職から**43名**、製糸工、婦人・子供服注文仕立職、宮大工、かわらふき工、造園工等、化学製品検査工、木製建具製造工、洋菓子製造工、理容師、天ぷら料理人、畳工、広告美術工、蒔絵師、データサイエンティストなどの生業系技能職から**107名**の合計**150名**。 昭和42年に第1回の表彰が行われて以来、令和3年度の第55回の表彰までで6,796名が表彰されている。

令和3年度の代表的な被表彰者

廣澤　実氏(56歳)
（研磨盤工　株式会社ミツトヨ　宇都宮事業所）
高品質な精密加工技能や専用機の開発技能が卓越しており、研削加工における平面度・面粗さの精度要求対応への技能等により、高精度CNC三次元測定機等の量産化に貢献した。また、生産技術の経験を生かして後進の育成にも大きく貢献している。

石川　吉登氏(71歳)
（宮大工　株式会社立川流石建）
和様建築を基本とした社寺建築に卓越した技能を有し、代々受け継がれてきた正方形の巻斗（まきと）を長方形にすることで建物をやわらかく見せる技法を生み出した。また、職業能力開発校の非常勤講師として後進の育成・指導も行ってきた。

佐藤　千鶴子氏(74歳)
（婦人・子供服注文仕立職　アトリエSen）
多彩な手工芸技法を駆使したドレスの製作技能は、高く評価されており、和服からのリメイク服の縫製に適した独自の手縫い技法・二目一返しを考案するなどして顧客のニーズに合った洋服作りを行う。また、洋裁研究会の開催等により後進育成にも尽力している。

早乙女　哲哉氏(75歳)
（天ぷら料理人　有限会社てんぷらみかわ）
天ぷらという日本が世界に誇る調理技術をさらに進化させ、天ぷらの油の温度の常識が180度に対し、200度～230度で揚げる高温の扱いの工夫を確立し、その技を調理師学校の学生や若い料理人に伝授している。

コラム　2021年度の現代の名工の紹介 ～思い描いた形を実現化する　機械加工の特級技能士～

（株）ミツトヨ宇都宮事業所　研磨盤工　廣澤　実　さん（56歳）

◆技能の概要

高品質な精密加工技能や専用機の開発技能が卓越しており、研削加工における平面度・面粗さの精度要求対応への技術、技能により、高精度CNC三次元測定機やCNC三次元測定機の量産化に貢献した（図1，2）。

また、ミツトヨ技能開発センター業務における技能者の育成はもとより、職場における高精度の研削部品加工において、生産技術の経験を生かした技能、技術両面からの指導をするなど後進の育成にも大きく貢献している。

◆知識の幅を広げ、どうすれば効率よく物を作れるか考える

先輩に受検を勧められた平面研削盤作業の技能検定試験では、徹底的に無駄な動作を取り除くことで時間内に課題を仕上げ、まずこの作業の一級に合格した。このことをきっかけに実技の指導員も任されることとなった。作業することと教えることの違いを痛感し、自身の知識のなさに恥ずかしい思いも幾度となく経験した。

しかし、指導員として指導する中で自分の体験談を職業訓練校の生徒に話す機会があり、「知識をもっと広げるために（平面研削盤作業一級に加えて）機械検査の一級技能士を取得し、最終的には機械加工の特級技能士になる」という自分の夢について思いを言葉にしたことが、自らを奮起させる好機ともなり、その後、特級技能士の習得という念願を叶えることができた。

技能士の資格取得に挑戦してきたことにより、たくさんの知識を習得することができ、業務の中で難題に直面した時でもいろいろな角度から物事を冷静に考えられるようになり、大変役に立っている。

今後は、私の経験と技能、そして思いを若い世代へ継承し、皆さんのお役に立ちたいと考えている。

図１　材料をより自然な状態で固定し加工できる自在治具を使用した作業風景

出所：（株）ミツトヨ宇都宮事業所

図２　大型石材穴明専用機の仕様決定から部品研削、プログラム作成、立ち上げまでを一貫して対応する様子

出所：（株）ミツトヨ宇都宮事業所

（２）若年技能者人材育成支援等事業（27億59百万円）＜厚労省、文科省＞

本事業おいて、2021年度末までに、ものづくりに関して優れた技能や経験を有する熟練技能者12,809人を「ものづくりマイスター」として認定・登録するとともに、企業、業界団体、教育訓練機関に派遣し、若年技能者等に対する実技指導等を実施した。

また、2021年度末までに、小学生から高校生にかけて段階的に情報技術への興味を喚起し、情報技術を使いこなす職業能力を付与するため、情報技術関連の優れた技能をもつ技能者462人を「ITマスター」として認定・登録し、学校等に派遣した。

さらに、同年度末までに、ものづくり現場の環境変化に伴い、中小企業等に対するIT技術を活用した効率的なものづくりに関する実技指導を行うため、ものづくりの知識・技能等に加え、改善の能力やITの技能等について一定の要件を満たす熟練技能者を「テックマイスター」として72人を認定した。加えて、地域関係者の創意工夫による取組を一層推進することとし、地域における技能尊重気運の醸成を図った。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、感染防止対策を徹底した上で本事業を実施している。

若年技能者等人材育成支援事業

○　若者のものづくり、技能離れ等の実態を踏まえ、技能尊重気運の醸成、産業活動の基礎となる技能者の育成を図るため、「ものづくりマイスター」の開拓・認定、活用（技能検定・競技大会の課題を用いた実技指導等）による技能継承、その他に地域関係者の創意工夫による技能振興の取組を推進するため、「若年技能者等人材育成支援事業」を実施。

＜事業スキーム＞

中　央	都道府県

※「ものづくりマイスター」の認定条件：製造、建設技能111職種（機械加工（旋盤等）、機械組立、建築大工、造園等）を対象とし、①技能士（１級以上）、技能五輪全国大会等成績優秀者等、②実務経験１５年以上、③技能の継承等の活動の意思・能力を有する者

〈「ものづくりマイスター」等の認定〉
→ものづくりマイスター認定数（累計）
12,809名（令和３年度末時点）

〈「ものづくりマイスター」活用支援〉
○マイスターの効果的な活用に資する好事例等の資料作成･活用
○マイスターの指導技法の向上に資する支援

〈地域の取組に対する支援の実施〉
○技能五輪国際大会金メダリストの派遣
○技能士展・技能競技大会展の開催
○優れた技能士が作成した商品等に標示するロゴマーク（グッドスキルマーク）の認定、普及
○「地域発！いいもの」応援事業の実施
○ものづくり分野への入職促進ガイドブック等の整備　等

地方公共団体、経済団体、教育機関関係者等との連携会議の開催

〈「ものづくりマイスター」等の開拓〉 ※ 業界団体、技能士関連団体等と連携し開拓
〈「ものづくりマイスター」等の派遣〉 ※ 都道府県域を越えマッチング

○ものづくりマイスター等の派遣による実技指導の実施
・ものづくりマイスターによる実技指導の実施【製造・建設技能111職種】
【対象：中小企業・業界団体の若年技能者、工業高校の生徒等】
※ 資格取得を促進し、賃金アップにつながる取組を進める中小企業等に対して、実技指導回数を拡充（最大20回⇒最大40回）
・製造業等における、ＩＴを活用した生産性等の向上に係る指導の実施
【対象：中小企業（主に製造業）の若年技能者】
・将来のＩＴ人材育成に係る指導の実施【Webデザイン等、IT系5職種】
【対象：中小企業の若年者、工業高校の生徒等】
○「目指せマイスター」プロジェクトの実施【対象：小中学校の児童・生徒等】
・ものづくり・技能に関する理解を深め、将来のものづくり現場等での就業につなげていくための、各種体験プログラムの実施

〈地域の実情に応じた技能振興を図る取組の実施〉
○ものづくり体験イベント等の実施【対象：小中学校の児童・生徒等】

〈企業・業界団体、教育訓練機関〉
若者のものづくり業界への誘導・若年技能者の人材育成、技能尊重気運の醸成　等

コラム　ものづくりマイスター制度の実例 ・・・電気機器組立て（(株）オノモリ（石川県能美市））

【指導の概要】

電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）の技能検定や等級にあわせた実技指導（PLC まわりの電気回路設計における配線作業、ラダープログラム作成、テスト及び運転)、PLC を含む各種ハードウェア機器､電気回路全般の知識をベースとした指導及び技能競技大会の課題を用いた実技指導を行った(図１)。

【企業担当者の声】

当社の作業現場では、電気、板金溶接、機械加工、検査、組立てなど幅広い専門性と新たな知識が求められるため、社外の熟練技能者の指導を通じ、基本を底上げし、社内全体のスキル・知識のレベルアップを叶えられないかと考え、指導をお願いした。

実技指導を受けるにあたっては、普段の業務で電気機器を使用する「電気制御課」の社員だけでなく、専門外の領域を学ぶことで知見が広がり､業務遂行する上で役に立つと考え､機械設計に携わる「開発課」の社員にも参加してもらった。実際に指導を受けた「電気制御課」の社員たちからは、「社外の技能者の方から専門的な指導を受ける機会は少ないため、非常に貴重な経験となった」と聞いている。また、「開発課」の社員からも「設計の段階から、実際に形にする際のことも考えられるようになった」と聞いており、業務への良い影響を感じた。今後は、社員同士でもしっかりと教え合えるレベルまで技能を高めたいと考えている。

【受講者からの声】

○機械の設計者として今回の実技指導に参加したが、実務では専門の担当者に任せきりだった「機械を動かすこと」を学んだことで、今後、設計する際にも自分なりの配慮ができそうだと思っている。

○直近の目標は､まずは学んだ内容を活かして､｢電気機器組立て｣の技能検定にチャレンジしたい。また、資格を取得し、さらに自己研鑽に励んで、ゆくゆくはソフトとハードのどちらも手がけられるエンジニアになりたいと思っている。

【ものづくりマイスターからの感想】

プログラミングというのは、基礎となる文法などはあるものの、100 人いれば 100 通りのプログラムがあるといわれるほど、自由度が高い生産物である。この意味で、「考えることこそが、プログラミングそのもの」と言っても過言ではない。小説家が原稿を書いていない時間も頭の中でストーリーを描いているのと同じで、プログラミング技能者もコンピュータ上は手が止まっていても、頭の中ではプログラムを書いている。ぜひ、その思考を巡る面白さを、ときには苦しさかもしれないが、楽しんでもらえたらと思う。

図 1　ものづくりマイスターによる指導風景

出所：（株）オノモリ

3 労働条件の確保・改善

（1）労働条件の確保対策

労働基準監督署等において、製造業も含め、長時間労働の抑制や賃金不払事案の解消等の一般労働条件の確保・改善及び安全衛生の確保に的確に対応するとともに、解雇等の事案にも適切に対応した。

（2）製造業の労働災害防止対策

機械災害は製造業における労働災害の多くを占めており、死亡災害や後遺障害が残る重篤な災害も多いため、労働安全衛生規則による規制のほか、危険性の高い機械の種類ごとに構造規格や労働災害防止対策ガイドラインを作成するなどの個別対策を行っている。

2021 年度には、石油・化学プラント等において、設備の老朽化、ベテラン人材の退職等に伴う人材不足等が深刻であることを受け、IoT やビッグデータ等の新たな技術等を活用した保安力の維持・向上のため委託事業にて検討を行った。

また、フルハーネス型の墜落制止用器具とつり上げ荷重 3 t 未満の移動式クレーン等については、新しい規格に適合した各機械等への更新を促進するため、2019 年度から 2021 年度まで「既存不適合機械等更新支援補助金事業」を実施した。

（3）製造業安全対策官民協議会

2017 年 3 月に発足した、厚生労働省、経済産業省、中央労働災害防止協会及び製造業主要 10 団体で構成する「製造業安全対策官民協議会」において、製造業における安全対策の更なる強化に向け、リスクアセスメント標準手法等の開発などを通じ、事業者の自主的な改善や新たな取組を促進している。

（4）あんぜんプロジェクト等の推進

事業場等における安全活動の活性化のため、安全な職場づくりに熱心に取り組んでいる事業場等が国民や取引先に注目されるよう「あんぜんプロジェクト」を実施した。また、同プロジェクトの一環として、「「見える」安全活動コンクール」を実施した。

第３章
ものづくり分野に関する学習の振興に係る施策
《第1節 学校教育におけるものづくり教育の充実》

1 初等中等教育において講じた施策

（1）スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（13百万円の内数）

社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校をスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）として指定し、その取組を支援した。

（2）全国産業教育フェアの開催（22百万円）

全国の専門高校等の生徒の学習成果を総合的に発表する場を提供し、学習意欲等を高めるとともに、産業界、教育界をはじめ、国民一般に広く産業教育への理解を深めてもらうため、専門高校等の生徒の研究発表や作品展示等を行う全国産業教育フェアを 2021 年 10 月 30 日に埼玉県においてオンラインにより開催した。

（3）地域との協働による高等学校教育改革推進事業（２億 19百万円）

高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等を通じた探究的な学びを実現する取組を推進している。この取組のうちプロフェッショナル型において、地域に求められる人材を育成するため、地域の産業界等と連携・協働しながら地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を支援した。

（4）マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）（２億７百万円の内数）

第４次産業革命の進展、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）、６次産業化等、産業構造や仕事内容は急速に変化しており、アフター・コロナ社会においては、こうした変化が一層急激になることが予見される中、産業人材育成を担う専門高校においては、成長産業化を図る産業界と絶えず連動した職業人材の育成が喫緊の社会的要請になっている。この変化に連動した最先端の職業人材を育成するため、中核となって取組を行う専門高校をマイスター・ハイスクールに指定し、専門高校とその設置者、産業界、地方公共団体が一体となって地域の持続的な成長を牽引する人材育成に資するよう教育課程等を刷新する取組を支援した。

（5）教員研修の実施（（独）教職員支援機構の運営費交付金の内数）

職業に関する教科の教員等を対象とした研修を実施した。

（6）産業教育施設・設備の整備

公立高等学校における産業教育施設の整備に係る費用について、学校施設環境改善交付金の対象としてその一部を補助した。また私立高等学校における産業教育施設・設備の整備に係る経費については、それぞれ高等学校産業教育設備整備費補助及び私立高等学校産業教育施設整備費補助の対象としてその一部を補助した。

さらに、2020 年度第３次補正予算においては、最先端のデジタル化に対応した産業教育装置の整備について国が緊急的に補助した。

（7）スーパーサイエンスハイスクール（国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数等）

将来国際的に活躍しうる科学技術人材の育成を図るため、先進的な理数系教育を実施する高等学校等を指定し、学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践や課題研究の推進、観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な学習等を推進する。

（8）理数教育充実のための総合的な支援（19億12百万円）

理科教育における観察・実験や指導の充実に向けた指導体制を整えるための理科観察・実験アシスタントの配置の支援や、理科教育振興法（昭和 28 年８月８日法律第 186 号）に基づき、観察・実験に係る実験用機器を始めとした理科、算数・数学教育に使用する設備の計画的な整備を進めている。

（9）知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業、知財力開発校支援事業（（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

アイデアを知的財産へ具体化、模擬的な出願書類を作成する過程等を通じて、新しいものや仕組みを企画・提案する「創造力」、その企画・提案を実社会のルールの中で実現させていく「実践力」、更にアイデアや創意工夫を実社会の中で形にして活用する「活用力」

を付けてもらうことを目的として、知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業を実施した。また、2020 年度からは知的財産の保護や権利の活用についての知識や情意、態度を育む取組を支援することを目的として、知財力開発校支援事業も実施した。

2 専修学校教育において講じた施策

（1）専修学校による地域産業中核的人材養成事業（9億 84百万円）

専修学校等を始めとした教育機関が産業界等と協働して、分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築等を進めるとともに、これからの時代に対応した教育プログラム等の開発や効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成等の取組を実施した。

（2）「職業実践専門課程」の認定

2014 年度から、企業等との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」制度を実施（認定学校数：1,083 校、認定学科数:3,154 学科（2022 年 3 月 25 日現在））。

（3）「キャリア形成促進プログラム」の認定

2018 年度から、専修学校における社会人が受講しやすい工夫や企業等との連携がされた実践的な短期プログラムを「キャリア形成促進プログラム」として文部科学大臣が認定する制度を創設（認定学校数：13 校、認定課程数:17 課程（2022 年年 3 月 25 日現在））。

3 高等専門学校において講じた施策

社会的要請が高い分野における実践的・創造的な技術者を育成する国立高等専門学校の教育活動を支える基盤的な経費の充実を図るとともに、高専教育の高度化、日本型高専教育制度の海外展開と国際化を一体的に推進する取組を重点的に支援した。

4 大学教育において講じた施策

（1）Society5.0に対応した高度技術人材育成事業（2億 85百万円）

大学と企業等の産業界が連携し、我が国の成長を牽引する分野の専門人材を育成する実践的な教育を促進するため、「Society5.0 に対応した高度技術人材育成事業」を実施している。そのうち、情報技術を活用して社会課題を解決できる人材を育成する「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（Education Network for Practical Information Technologies, enPiT）」において、拠点大学を中心とした産学教育ネットワークを構築するとともに、社会人を主な対象とする体系的で高度な短期の実践教育プログラムの開発・実施を進めた。

（2）職業実践力育成プログラム（BP）

社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目指し、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」（BP）として文部科学大臣が認定する制度を実施（認定課程数：357 課程（2021 年 12 月現在））。

（3）卓越大学院プログラム（60億 32百万円）

各大学が自身の強みを核に、これまでの大学院改革の成果を生かし、国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的な連携を行いつつ、世界最高水準の教育力・研究力を結集した 5 年一貫の博士課程学位プログラムを構築することで、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材を育成するとともに、人材育成・交流及び新たな共同研究の創出が持続的に展開される卓越した拠点を形成する取組を推進する。

《第2節 ものづくりに係る生涯学習の振興》

1 一般市民や若年層に対する普及啓発

（1）日本科学未来館での取組（国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数）

2021年度においては新型コロナウイルス感染症対策の観点から、接触の多い体験型コンテンツは実施を一部休止した（親子で体験する無料スペース「"おや？"っこひろば」、実験やゲームなどにより先端科学と暮らしとのかかわりを紹介する「アクティビティ@コ・スタジオ」等）。一方、オンラインによるトークイベントやワークショップを拡充し、来館にとらわれない科学コミュニケーション活動の普及展開を推進した。また、小・中・高等学校等への遠隔授業として、学校団体向けプログラムを実施し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下における学習支援活動も推進した。

（2）「子どもゆめ基金」事業による科学体験活動等への支援

（独）国立青少年教育振興機構では、「子どもゆめ基金」事業により、民間団体が行う子供の自然体験活動や科学体験活動などの様々な体験活動等に対して助成を行っている。2021年度は、4,919件の応募に対し、3,903件を採択した。

（3）（独）国立科学博物館での取組

国立科学博物館では、自然史や科学技術史に関する調査・研究と標本・資料の収集・保管・活用を行い、人々のものづくりへの関心を高める展示・学習支援活動を実施している。

2021年度においては、木の性質を利用して、木と木をすき間なく組み合わせる木組の技術を紹介する国立科学博物館・竹中大工道具館共同企画展「木組　分解してみました」を開催した。その他、ヒットネット【HITNET】ミニ企画展「音の誘惑－日本の産業技術－」や「未来技術遺産 登録パネル展」を開催し、日々の生活を支え、豊かな文化を育んできた産業技術やその歴史を紹介した。

また、当館が保有する戦後初の国産旅客機「YS-11量産初号機」を始めとした重要な航空資料について、茨城県筑西市に開館予定である科博廣澤航空博物館での一般公開に向けて引き続き準備を行った。

（4）文化財の保存技術の保護（4億55百万円）

選定保存技術の保持者・保存団体が行う伝承者養成や技術の錬磨等に対して補助を行うとともに、支援が必要な文化財の保存技術を対象として保存団体等が行う伝承者養成等に補助を行った。また、選定保存技術の公開事業として「文化庁日本の技フェア」を開催した。

2 技術者に対する生涯学習の支援

（1）研究人材キャリア情報活用支援事業（国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数）

研究人材・技術者のキャリア形成・能力開発に資するため、能力開発や再教育のためのeラーニング教材をポータルサイト上で提供した。

第４章

災害等からの復旧・復興、強靭化にかかる施策

《第１節 東日本大震災に係るものづくり基盤技術振興対策》

1 資金繰り対策

（１）震災からの再建・再生に向けた資金繰り支援

①被災中小企業への資金繰り支援（政策金融）

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、（株）日本政策金融公庫・（株）商工組合中央金庫において、「東日本大震災復興特別貸付」を引き続き実施した（（株）商工組合中央金庫は、令和２年３月で新規受付を終了）。

また、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業者等や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業者等に対しては、県の財団法人等を通じ、貸付金利を実質無利子化する措置を引き続き実施した。

②被災中小企業への資金繰り支援（信用保証）

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、既存の一般保証や災害関係保証、セーフティネット保証とは別枠の保証制度である「東日本大震災復興緊急保証」を引き続き実施した。

③二重債務問題対策

2011 年度に東日本大震災の被災各県の中小企業再生支援協議会の体制を拡充する形で設置した、総合相談窓口である「産業復興相談センター」と、債権買取等を行う「産業復興機構」による中小事業者等の事業再生支援を引き続き実施した。

また、2011 年 11 月に「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成 23 年法律第 113 号）」が成立し、同法に基づき設立された（株）東日本大震災事業者再生支援機構においても金融機関等が有する債権の買取等を通じた支援を行っている。（震災支援機構の支援決定期間は 2021 年３月 31 日をもって満了したが、これまで支援決定した事業者の再生に引き続き全力で取り組んでいる。）

2 工場等の復旧への支援

（１）仮設工場、仮設店舗等整備事業等（総額 371 億円）

東日本大震災により甚大な被害を受けた被災中小企業等が早期に事業を再開するための支援として、（独）中小企業基盤整備機構が仮設工場、仮設店舗等を整備し、被災市町村を通じて原則無償で貸し出す事業を実施した。これまで、６県 53 市町村において、648 案件が竣工している（2022 年３月末時点）。また、2014 年度から仮設施設の有効活用等を行う被災市町村に対する助成支援を実施し、これまでに 147 件の仮設施設の解体・撤去や移設に要する経費を助成している（2022 年３月末時点）。

（２）中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（64億 28百万円）

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧に掛かる費用に対して、国が２分の１、県が４分の１の補助を実施し、被災された中小企業等のグループなどの施設の復旧等に対する支援を行った。

3 原子力災害からの復興支援

（１）福島県における医療関連拠点整備

福島県における地域産業の活性化につなげる取組として、福島県立医科大学を中心とした創薬拠点の整備等を行う事業、大型動物を用いた安全性評価や「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）」の許認可等に関するコンサルティング等の機能、企業や医療機関が活用できるトレーニングセンター設備を備えた拠点「ふくしま医療機器開発支援センター」を整備する事業について、原子力災害等からの復興等のために設置された福島県原子力災害等復興基金を通じて支援を行った。

《第2節 令和元年台風第19号に係るものづくり基盤技術振興対策》

1 資金繰り対策

（1）災害からの再建・再生に向けた資金繰り支援

①令和元年台風第19号等特別貸付（財政投融資）

（株）日本政策金融公庫が、令和元年台風第19号等（令和元年台風第19号、第20号及び第21号をいう。）により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰りを支援。「令和元年台風第19号等特別貸付」の運用開始後、2022年3月末までの貸付実績は、約1,600件、約246億円となった。

②信用保証による資金繰り対策

令和元年台風第19号等により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県の一部地域において、既存の一般保証とは別枠の災害関係保証を引き続き実施した。

③政府関係金融機関の運営に必要な経費（マル経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充【財政投融資】）

令和元年台風第19号等により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証人で利用できる（株）日本政策金融公庫によるマル経融資の貸付限度の拡充や金利の引下げを実施した（令和元年台風第19号等型の2022年1月末時点の実績は、204件、9.9億円）。

《第3節 令和2年7月豪雨に係るものづくり基盤技術振興対策》

1 資金繰り対策

（1）災害からの再建・再生に向けた資金繰り支援

①令和2年7月豪雨特別貸付（財政投融資）

（株）日本政策金融公庫が、令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰りを支援。「令和2年7月豪雨特別貸付」の運用開始後、2022年3月末までの貸付実績は、約230件、約28億円となった。

②信用保証による資金繰り対策

令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び鹿児島県の一部地域において、一般保証とは別枠のセーフティネット保証4号及び災害関係保証を引き続き実施した。

③政府関係金融機関の運営に必要な経費（マル経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充【財政投融資】）

令和2年7月豪雨により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証人で利用できる（株）日本政策金融公庫によるマル経融資の貸付限度の拡充や金利の引下げを実施した（令和2年7月豪雨型の2022年1月末時点の実績は、6件、0.3億円）。

2 工場等の復旧への支援

（1）なりわい再建支援事業（275億円72百万円（2020年度予備費）、30億円（2020年度第3次補正））（46億18百万円（2021年度補正））

令和2年7月豪雨に係る被災地域の経済・雇用の早期回復を図るため、各県が作成する復興事業計画に基づき、計画実施に必要な施設・設備の復旧に掛かる費用に対して、主に国が2分の1、県が4分の1を補助し、被災した中小企業等の施設の復旧等に対して支援を行った。

3 事業再建に向けた支援

（1）被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）による事業再建支援（113億54百万円（2020年度予備費）、11億38百万円（2020年度第3次補正））

令和2年7月豪雨により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者が事業再建に関する新たな経営計画を早期に作成する際、その計画に沿って取り組む販路開拓等の経費の一部を支援した（2022年2月末時点採択件数：970件）。

《第4節 令和3年福島県沖地震に係るものづくり基盤技術振興対策》

1 工場等の復旧への支援

（1）中小企業等グループ補助金（31億13百万円（2020年度予備費）、51億 33百万円（2021年度補正）

令和３年福島県沖地震に係る被災地域（岩手県、宮城県、福島県）の復旧及び復興を促進するため、複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧に掛かる費用に対して、国が２分の１、県が４分の１の補助を実施し、被災した中小企業等のグループの施設の復旧等に対して支援を行った。

《第5節 新型コロナウイルス感染症に係るものづくり基盤技術振興対策》

1 資金繰り対策

（1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大による業況悪化からの再建・再生に向けた資金繰り支援

①政府関係金融機関による資金繰り支援（財政投融資）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により業況が悪化している中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、（株）日本政策金融公庫及び（株）商工組合中央金庫において、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「新型コロナ対策資本性劣後ローン」等を実施した。2020 年１月末に新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口を設置して以降、2022 年３月末までの新型コロナウイルス感染症関連の融資実績は、約 104 万件、約 20 兆円となった。また、特に業況が悪化している中小企業・小規模事業者を対象に、（独）中小企業基盤整備機構を通じて、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等における貸付金利の当初３年間の実質無利子化の措置を講じた。

②信用保証による資金繰り対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、47都道府県を対象地域として一般保証とは別枠のセーフティネット保証４号及び危機関連保証を引き続き実施した。

③政府関係金融機関の運営に必要な経費（マル経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充【財政投融資】）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証人で利用できる（株）日本政策金融公庫によるマル経融資の貸付限度の拡充や金利の引下げを実施した（新型コロナウイルス型の 2022 年１月末時点の実績は、45,464 件、2,449.3 億円）。

2 サプライチェーン改革

（1）サプライチェーンの強靭化に向けた取組

①サプライチェーン対策のための国内投資促進事業（2,200 億円（2020 年度第１次補正）、860 億円（予備費）、2,108 億円（同年度第３次補正））

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高い製品・部素材又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関し、国内の生産拠点等の整備を進めることにより、製品・部素材の円滑な供給を確保するなど、サプライチェーンの強靭化を図ることを目的とし、設備の導入等を引き続き支援した。

②海外サプライチェーン多元化等支援（235 億円（2020 年度第１次補正）、116 億 70 百万円（同年度第３次補正））

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高い製品・部素材や、国民が健康な生活を営む上で必要な物資について、日本企業の海外生産拠点の多元化を支援することとした。2020 年以降は４回の公募を行い、計 92 件を採択した。

第5章
ものづくり分野に関係する主な表彰等制度

ものづくりの基盤技術の振興とともに、我が国のものづくり産業の発展に資する取組を行った企業又は個人に対する主な表彰等制度を概観する。

表彰制度名	表彰対象・概要	担当省庁	交付賞	頻度等
ものづくり日本大賞	我が国産業・文化を支えてきた「ものづくり」を継承・発展させるため、ものづくりを支える人材の意欲を高め、その存在を広く社会に知られるようにすることを目的に、製造・生産現場の中核を担っている中堅人材や、伝統的・文化的な「技」を支えてきた熟練人材、今後を担う若年人材など、「ものづくり」に携わっている各世代の人材のうち、特に優秀と認められる人材を表彰。	経済産業省 製造産業局 ものづくり政策審議室	内閣総理大臣賞 （経済産業省は新規募集・選定、厚生労働省・文部科学省・国土交通省は既存表彰事業から選定する形で4省上申） 経済産業大臣賞 文部科学大臣賞	【一般公募】 ＜3年に一度＞ 次回公募： 2024年夏頃
日本ベンチャー大賞	起業を志す人々や社会に対し、積極的に挑戦することの重要性や起業家一般の社会的な評価を浸透させ、社会全体の起業に対する意識の高揚を図ることを目的に、若者や起業家のロールモデルとなるインパクトのある新事業を創出したベンチャー企業を表彰。	経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室	内閣総理大臣賞 経済産業大臣賞 農林水産大臣賞 文部科学大臣賞	【一般公募】 次回公募： 未定
産業標準化事業表彰	高度な標準策定能力を有し、標準化を企業戦略に生かせる人材の育成の強化を図ることを目的に、国際機関における国際標準策定や、国内規格（JIS）策定といった標準化活動に優れた功績を有する個人、組織を表彰。	経済産業省 産業技術環境局 基準認証政策課	内閣総理大臣賞 経済産業大臣賞 産業技術環境局長賞	【一般公募】 ＜毎年＞ 次回公募： 2022年 4月～5月
ロボット大賞	ロボット技術の開発と事業化を促進し、技術革新と用途拡大を加速する、社会に役立つロボットに対する国民の認知度を高め、ロボットの需要を喚起することなどを目的に、将来の市場創出への貢献度や期待度が高いと考えられるロボット・応用システム並びにロボットに関連するビジネス・社会実装、要素技術、研究開発及び人材育成を表彰。	経済産業省 製造産業局 産業機械課 ロボット政策室	経済産業大臣賞 総務大臣賞 文部科学大臣賞 厚生労働大臣賞 農林水産大臣賞 国土交通大臣賞	【一般公募】 ＜隔年＞ 次回公募： 2022年春頃
製品安全対策優良企業表彰	事業者の製品安全に関する積極的な取組を促進し、社会全体として製品安全の価値を定着させることを目的として、製品安全の確保に向け積極的に取り組んでいる製造事業者・輸入事業者・小売販売事業者等のうち、優れていると認められた企業・団体を表彰。	経済産業省 産業保安グループ 製品安全課	経済産業大臣賞	【一般公募】 ＜毎年＞ 次回公募： 2022年5月上中旬 （予定）

表彰制度名	表彰対象・概要	担当省庁	交付賞	頻度等
知財功労賞	知的財産権制度の発展及び普及・啓発に貢献のあった個人、また、同制度を有効に活用し円滑な運営・発展に貢献のあった企業等に対して表彰。	経済産業省 特許庁 総務部秘書課 総務部企画調査課	経済産業大臣賞	【知財関係団体等からの推薦】 ＜毎年＞ 推薦受付期間 ７月～９月頃
はばたく中小企業・小規模事業者300社	中小企業・小規模事業者の社会的認知度の向上や、そこで働く人たちのモチベーションの向上等を目的に、革新的な製品・サービス開発、地域経済の活性化、多様な人材活用等の観点から、優れた取組を行っている事業者を選定・公表。	経済産業省 中小企業庁 技術・経営革新課	－	【中小企業関係団体等からの推薦】
卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度	広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させて技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年がその適正に応じ、誇り希望を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的として卓越した技能者を表彰。	厚生労働省 人材開発統括官付 能力評価担当参事官室	厚生労働大臣賞	【都道府県等からの推薦】 <毎年> 推薦受付期間: 2月～3月
職業能力開発関係厚生労働大臣表彰	認定職業訓練や技能検定又は技能振興の推進、技能水準の向上又は技能労働者の処遇・地位の向上に資するとともに、「職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）」の周知徹底を図ることを目的に、認定職業訓練関係・技能検定関係・技能振興関係の優良事業所、団体及び功労者を表彰。	厚生労働省 人材開発統括官付 能力評価担当参事官室	厚生労働大臣賞	【都道府県等からの推薦】 ＜毎年＞ 推薦受付期間： ８月上旬まで
若年者ものづくり競技大会	職業能力開発施設、認定職業訓練施設、工業高校等において技能を習得中の原則20歳以下の若者に対して技能レベルを競う場を提供することにより、これら若者に目標を付与し、技能を向上させることにより就業促進を図り、併せて若年技能者の裾野の拡大を図ることを目的として開催。その各競技職種の金賞受賞者を表彰。	厚生労働省 人材開発統括官付 能力評価担当参事官室	厚生労働大臣賞	＜毎年＞ 開催時期： 毎年夏頃
技能五輪全国大会	国内の原則23歳以下である青年技能者の技能レベルを競うことにより、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成を図ることを目的として開催。その各競技職種の金賞受賞者及び最優秀選手団を表彰。	厚生労働省 人材開発統括官付 能力評価担当参事官室	厚生労働大臣賞	＜毎年＞ 開催時期： 毎年秋頃

表彰制度名	表彰対象・概要	担当省庁	交付賞	頻度等
障害者技能競技大会（アビリンピック）	障害者が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的に、アビリンピックの愛称の下、全国障害者技能競技大会を実施。その金賞受賞者を表彰。	厚生労働省 人材開発統括官付 特別支援室	厚生労働大臣賞	＜国際大会開催年度を除き毎年秋頃＞
技能グランプリ	技能グランプリは、技能士の技能の一層の向上を図ること等を目的として、各都道府県から選抜（年齢制限はなし）された特に優れた技能を有する１級技能士等（単一等級含む）が参加する技能競技大会。各競技職種の金賞受賞者のうち、特に顕著な成績を収めた者に対して、内閣総理大臣賞が授与される。内閣総理大臣賞受賞者以外の金賞受賞者及び最優秀選手団に対して、厚生労働大臣賞が授与される。	厚生労働省 人材開発統括官付 能力評価担当参事官室	内閣総理大臣賞 厚生労働大臣賞	＜隔年＞ 開催時期： 年度末頃
職業能力開発論文コンクール	職業能力開発関係者の意識の啓発を図り、職業能力開発の推進と向上に資することを目的として、職業能力開発に携わる方等によって執筆された職業能力開発の実践等に係る論文のうち、優秀な論文を選定。その優れた論文を表彰。	厚生労働省 人材開発統括官付 訓練企画室	厚生労働大臣賞	【一般公募】 ＜隔年＞ 次回公募 2023年 ５月～７月末頃
職業訓練教材コンクール	職業訓練指導員の技術水準の向上を図り、もって職業訓練の推進とその向上に資することを目的として、公共職業訓練又は認定職業訓練等において、訓練を担当する職業訓練指導員等が開発した教材のうち、その使用により訓練の実施効果が上がり、創意工夫にあふれ、広く関係者に普及するに足る優れたものを選定。その優れた作品を表彰。	厚生労働省 人材開発統括官付 訓練企画室	厚生労働大臣賞	【一般公募】 ＜隔年＞ 次回公募 2022年 ５月～７月末頃